

通信・放送法制について

平成18年9月28日

目次

現在の通信・放送法体系（主な法律）	2
（参考）通信・放送関係法（主な法律）	3
通信・放送法制の主な変遷（終戦時～現在）	4
I 電気通信	
1 全体像	6
2 電気通信事業法	
①現行法制の枠組み	7
②主な改正経緯	8
（参考1）非対称規制について	9
（参考2）接続規制について	10
3 日本電信電話株式会社等に関する法律	11
4 電気通信関係法制に係る課題と対応	12
II 放送	
1 全体像	14
2 テレビジョン放送に係る規律の概要	15
3 放送法	
①現行法制の枠組み	16
②主な改正経緯	17
4 有線テレビジョン放送法	18
5 電気通信役務利用放送法	19
（参考1）放送の許認可制度（全体）	20
（参考2）番組編集の基準	21
（参考3）放送に公共性が求められている例	22
（参考4）地上放送の再送信に係る規律等	23
6 放送関係法制に係る課題と対応	24

III 基本法	
1 全体像	26
2 電波法	
①現行法制の枠組み（周波数分配）	27
（参考）我が国の電波の使用状況	28
②現行制度の枠組み（無線局開設等）	29
③現行制度の枠組み（無線局運用・監督等）	30
④近年の主な改正経緯	31
3 電波法制に係る課題と対応	32
IV 利用環境整備法	
1 全体像	36
2 不正アクセス禁止法	37
3 プロバイダ責任制限法	38
（参考）違法・有害情報対策の現状	39
4 迷惑メール法	40
5 携帯電話不正利用防止法	41
6 利用環境整備法制に係る課題と対応	42
V 通信・放送融合を巡る検討	43
VI 主要国の法制と動向	
1 米国の通信・放送法制とその動向	48
2 EUの通信・放送法制とその動向	51
（参考）EU主要国内における対応動向	54
3 韓国の通信・放送法制とその動向	55
参考資料	
主要国の通信・放送法制比較	56

現在の通信・放送法体系(主な法律)

	有線	無線
基本法	有線電気通信法 (昭和28年法律第96号) ・有線電気通信設備の設置及び使用を規律、有線電気通信に関する秩序を確立	電波法 (昭和25年法律第131号) ・電波の公平かつ能率的な利用の確保
電気通信	電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) ・電気通信事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進 ・電気通信役務の円滑な提供を確保するとともに、利用者の利益を保護、電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保	
	有線放送電話に関する法律 (昭和32年法律第152号) ・有線放送電話業務の適正な運営	
	日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和59年法律第85号) ・日本電信電話株式会社等による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保、電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究	
放送	有線テレビジョン放送法 (昭和47年法律第114号) ・有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営の適正化 ・有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護、有線テレビジョン放送の健全な発達	放送法 (昭和25年法律第132号) ・放送を公共の福祉に適合するように規律、放送の健全な発達
	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律 (昭和26年法律第135号) ・有線ラジオ放送の業務の運用を規正	
	電気通信役務利用放送法 (平成13年法律第85号) ・電気通信役務を利用して放送を行うことの制度化	
利用環境整備	不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成11年法律第128号)	
	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (平成13年法律第137号)	
	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (平成14年法律第26号)	
	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 (平成17年法律第31号)	

(参考)通信・放送関係法(主な法律)

ICT構築 関係法

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号)

- ・高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本理念・基本方針、国及び地方公共団体の責務を定める
- ・高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の設置、重点計画の策定

電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)

- ・電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的流通・情報処理の促進を図る
- ・特定認証業務に係る認定制度、指定調査機関等について規定(ネット上のなりすまし防止)

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律(平成13年法律第95号)

- ・電子消費者契約の錯誤(操作ミスへの対応)、遠隔地間の契約の電子承諾通知(成立時期を到達主義に)に関する民法の特例を定める

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年法律第137号)

- ・電気通信の傍受を行う強制処分について、通信の秘密を侵害することなく真相の解明に資するよう手続等を定める

知的 財産

知的財産基本法(平成14年法律第122号)

- ・知的財産の創造・保護・活用の基本理念・基本事項、国及び地方公共団体の責務、知的財産戦略本部の設置、知的財産推進計画の策定
- ・コンテンツ流通の促進・技術標準化等と密接に関連

著作権法(昭和45年法律第48号)

- ・著作物、実演・レコード・放送・有線放送に関する著作者の権利及び隣接権を定める。コンテンツ流通の促進と密接な関連。
(関係改正) ・97 自動公衆送信導入 ・99 コピープロテクション・電子透かし等の回避・改ざん等を禁止
(IPマルチキャストによる地上デジタル放送同時再送信について有線放送と扱う等の改正を行う方向で検討中)

その他 一般法

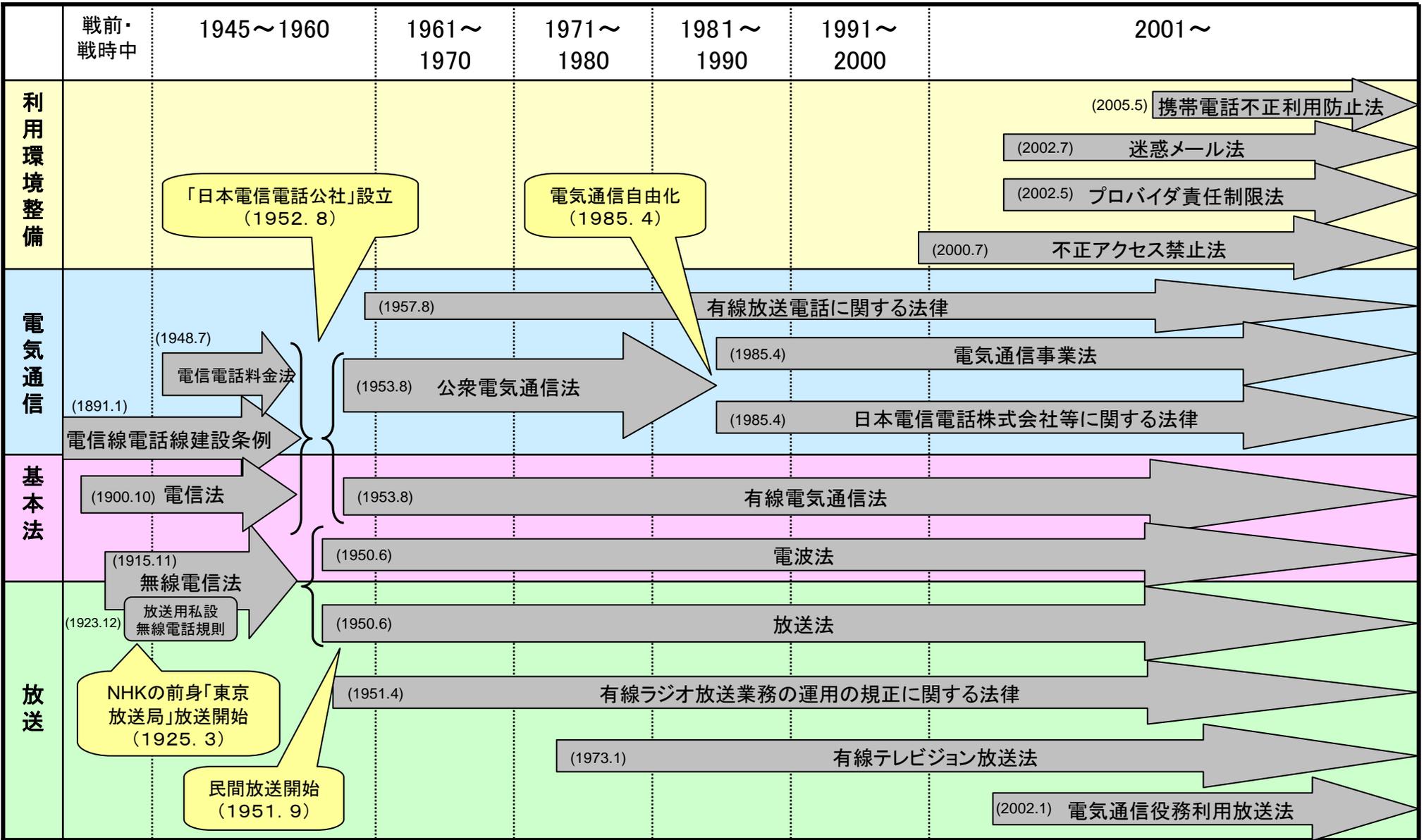
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)

- ・公正かつ自由な競争を促進 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を総務省・公正取引委員会共同で策定

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

- ・個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念、基本方針の作成、国及び地方公共団体の責務、事業者の義務等を定める
- ・本法に基づき、電気通信分野及び放送分野の個人情報保護指針を総務省で策定

通信・放送法制の主な変遷(終戦時～現在)



※1 電信電話料金法: 公衆通信の用に供する電信及び電話に関する料金について規定
 ※2 電信線電話線建設条例: 公衆通信の用に供する電信線電話線に係る他人の土地等の使用について規定
 ※3 電信法: 電信及び電話の政府管掌、私設電信私設電話の許可制、電信電話の取扱方法等について規定
 ※4 無線電信法: 無線電信及び無線電話の政府管掌、私設無線電信無線電話の許可制、無線電信無線電話の取扱方法等について規定

※5 放送用私設無線電話規則: 放送を目的とする私設無線電話を施設する際の手続、放送施設者の遵守事項等について規定
 ※6 公衆電気通信法: 日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社による公衆電気通信役務の提供について規定
 ※7 「日本電信電話株式会社法等に関する法律」は、1999年(平成11年)7月のNTT再編成に伴い、「日本電信電話株式会社法」から名称変更
 ※8 ()内は施行年月

I 電気通信



1 全体像

法律名	目的	主な内容	関係政省令
電気通信事業法 (昭和59年法律第86号)	「電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。」	第1章 総則 ・ 検閲の禁止、通信の秘密の保護 等 第2章 電気通信事業 ・ 利用の公平、基礎的電気通信役務、重要通信の確保 ・ 事業の登録、届出 ・ 契約約款、料金、役務の提供義務、業務改善命令 ・ 電気通信設備の接続、共用、卸電気通信役務 ・ 電気通信設備・端末設備の技術基準、電気通信番号 ・ 指定試験機関、登録認定機関、基礎的電気通信役務支援機関 第3章 土地の使用等 ・ 事業の認定、土地の使用（公益事業特権） 第4章 電気通信事業紛争処理委員会 ・ 委員会の組織、あっせん及び仲裁 第5章 雑則、第6章 罰則	・ 電気通信事業法施行令 ・ 電気通信事業法施行規則 ・ 電気通信事業会計規則 ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則 ・ 接続料規則 ・ 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則 ・ 電気通信事業報告規則 ・ 電気通信主任技術者規則 ・ 工事担任者規則 ・ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 ・ 電気通信番号規則 ・ 事業用電気通信設備規則 ・ 端末設備等規則 ・ 電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令
有線放送電話に関する法律 (昭和32年法律第152号)	「有線放送電話業務の適正な運営を図ることによつて、有線電気通信に関する秩序の確立に資することを目的とする。」	○ 業務の許可、許可の基準、業務区域 ○ 他の有線放送電話業者等との接続 ○ 契約約款の届出、改善命令	・ 有線放送電話規則
日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和59年法律第85号)	日本電信電話株式会社（会社）、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（地域会社）の目的・事業等を規律	○ 会社・地域会社の目的・事業範囲 ○ 会社及び地域会社の責務 ○ 会社及び地域会社の株式、取締役・監査役 ○ 定款・事業計画、財務諸表等に係る監督	・ 日本電信電話株式会社等に関する法律施行令 ・ 日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則

2 電気通信事業法 ①現行法制の枠組み

		電気通信事業者	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者
参入・退出規制 外資規制		【参入】 届出（①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合は登録） 【退出】 事後届出（利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要） 【外資規制】 なし（NTT持株に対しては3分の1の外資規制）		
料金・約款規制		原則として自由		
		【基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス：国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務）】 契約約款の作成、届出	【指定電気通信役務（※1）】 保障契約約款の作成、届出 【特定電気通信役務（※2）】 プライスキャップ規制（上限価格規制）	
利用者保護		事業休廃止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務		
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務		
	行為規制	なし	・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理 等 【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者（NTTコム）との間の禁止行為】 ・役員兼任 等	接続約款の届出、公表 【禁止行為】 同左 ※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定
ユニバーサルサービス制度		【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話、公衆電話、緊急通報 【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付		

(※1) 第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務

(※2) 指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務

2 電気通信事業法 ②主な改正経緯

(年月は施行時点)

参入・退出規制

H9.11
参入許可の基準のうち
需給調整条項を撤廃
(H9法改正)

H16.4
・一種・二種の事業区分を廃止
・事業の参入・退出に係る許可
制を登録・届出制に緩和
(H15法改正)

外資規制

H6.6
民間衛星事業者に対す
る外資規制を撤廃
(H6法改正)

H10.2
外資規制を原則撤廃
(H9法改正)

料金・約款規制

H7.10
携帯電話等の料金につ
いて認可制を廃止し、事前届
出制に緩和
(H7法改正)

H10.11
・料金認可制を廃止し、事前届
出制に緩和
・NTTの電話、専用線料金にプ
ライスカップ規制を導入
(H10法改正)

H13.11
一種指定設備を用いる役務
以外の役務に関する契約
約款について認可制を廃止
し、事前届出制に緩和
(H13法改正)

H16.4
料金・契約約款の事前届出制を
原則廃止し、サービス提供を原
則自由化
(H15法改正)

利用者保護ルール

H16.4
事業休廃止の事前周知、役務
の提供条件に関する説明、適
切・迅速な苦情処理を義務化
(H15法改正)

接続規制

H9.11
接続の義務化、指定電気
通信設備制度の導入
(H9法改正)

H12.11
長期増分費用方式の導入
(H12法改正)

H13.11
・二種指定設備(移動系)制度
の導入、指定設備以外に係る
接続協定の認可制を廃止し、
事前届出制に緩和、
・電気通信事業紛争処理委員
会の設置
(H13法改正)

H16.4
接続協定の届出義務を廃止
(H15法改正)

非対称規制

H12.9~
・加入者回線のアンバンドル
(メタル回線:H12省令改正)
(光ファイバ:H13省令改正)
・コロケーションルールの整備
(H12省令改正)

H13.11
市場支配力を有する事業者に対
する禁止行為規制を導入
(H13法改正)

行為規制

ユニバーサル サービス制度

H14.6
ユニバーサルサービス
基金制度の導入
(H13法改正)

H18.4
ユニバーサルサービス
基金制度の見直し
(H18省令改正)

(参考1) 非対称規制について

公正競争確保のため、市場支配力に着目した非対称規制を整備。

	市場支配力を有する事業者		市場支配力を有しない事業者
	第一種指定電気通信設備(固定系)を設置する事業者 【都道府県ごと占有率50%超】 → 各都道府県でNTT東西を指定	第二種指定電気通信設備(移動系)を設置する事業者 【業務区域ごと占有率25%超】 → NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラーを指定	
接続義務(第32条)	◇接続請求応諾義務	◇接続請求応諾義務	◇接続請求応諾義務
特別な義務(第33条、34条)	◇接続約款の認可、公表 ◇接続会計の整理 ◇LRIC適用 ◇アンバンドル、コロケーション	◇接続約款の届出、公表	(なし)
禁止行為※(第30条)	◇接続情報の目的外利用・提供 ◇事業者間の差別的取扱い ◇他の事業者(製造業者、販売業者含む)に対する不当な規律・干渉	◇接続情報の目的外利用・提供 ◇事業者間の差別的取扱い ◇他の事業者(製造業者、販売業者含む)に対する不当な規律・干渉 ※ 禁止行為についてはNTTドコモのみ指定	(なし)
特定関係事業者(NTTコム)との間の禁止行為(第31条)	◇役員兼任 ◇接続に必要な設備の設置等について、他の事業者に不利な取扱い ◇役務の提供に関する契約締結の媒介等について、他の事業者に不利な取扱い	(なし)	(なし)
サービス規制(第20条、21条)	◇指定電気通信役務:保障契約約款(特定電気通信役務:プライスカップ)	(なし)	(なし)

※ 第二種指定設備設置事業者のうち「禁止行為」の適用対象者については、市場シェア等も勘案して個別に指定。

(参考2) 接続規制について(指定電気通信設備制度の枠組み)

第一種指定電気通信設備(固定系)

第二種指定電気通信設備(移動系)

指定要件

都道府県ごと、占有率が50%を超える加入者回線を有すること

業務区域ごと、占有率が25%を超える端末設備を有すること

対象設備

不可欠設備として指定された固定通信用の電気通信設備

不可欠性はないが、(電波の有限性により物理的に更なる参入が困難となる)移動体通信市場において、相対的に多数の加入者を収容している設備

加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備

基地局回線及び移動体通信を提供するために設置される電気通信設備

接続関連規制

接続会計の整理

- 不可欠設備の管理部門と利用部門を会計上分離し、その結果を毎年度報告・公表

接続約款の認可・公表

- 接続料
 - ・ 細分化(アンバンドル)された機能ごとに接続料を設定
 - ・ 接続料の算定方法は資本報酬率を含め法定
 - 長期増分費用(LRIC)方式: 電話網等
 - 将来原価方式: 加入者回線(光ファイバ)等
 - 実績原価方式: 加入者回線(銅線)、専用線等

接続条件

- ・ 接続に必要な情報の開示義務
- ・ 接続に必要な接続事業者の設備を設置するために建物、管路・洞道等を利用させる義務(コロケーション義務)
- ・ NTT東西と接続事業者の同等性の確保

接続約款の届出・公表

- 接続料
 - ・ 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないこと
- 接続条件
 - ・ 不当な条件付けの禁止
 - ・ 不当な差別的取扱いの禁止

各都道府県でNTT東西を指定

NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラーを指定

3 日本電信電話株式会社等に関する法律

	日本電信電話株式会社	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目的 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域電気通信事業を経営する。
事業 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究等 	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務 ◇総務大臣の認可※を受けて、地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務 <p>※ 総務大臣は、地域会社が当該業務を営むことにより地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可しなければならない</p> <p style="text-align: right;">等</p>
責務 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> ◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及 	
株式 (第4条～第6条)	<ul style="list-style-type: none"> ◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 	<ul style="list-style-type: none"> ◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有

4 電気通信関係法制に係る課題と対応

平成17年10月より、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」(座長:林敏彦放送大学教授)を開催し、本格的なIP化時代を展望した競争政策の基本的考え方や、今後の接続・料金政策の在り方について検討。本年9月に電気通信法制に係る対応を含む報告を取りまとめ公表。これを踏まえ、同月、総務省は、2010年代初頭までの公正競争ルール整備の実施計画である「新競争促進プログラム2010」を策定。

(基本的考え方)

■設備競争(facility based competition)とサービス競争(service based competition)の双方を推進。

(設備競争の促進)

■NTT東西等の線路敷設基盤の開放、新しい無線アクセス技術の導入等を推進。

(サービス競争の促進----ドミナント規制の見直し)

■垂直統合型のビジネスモデルや市場統合に対応してドミナント規制を段階的に見直し。

- 1) ボトルネック設備の定期的レビュー制度として”競争セーフガード制度”を整備(07年度から実施)
- 2) NTT東西とその子会社等の共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備(実態把握の上、速やかに措置)
- 3) 競争評価・市場画定に基づく新しいドミナント規制の枠組みに移行(10年までに実施)

■NTT東西の接続料の算定方法の在り方等を見直し。

- 1) 電話接続料-----07年中に結論(08~09年度の算定方法、10年度以降の算定方法を平行して検討)
- 2) 光ファイバ接続料-----NTT東西の申請を待って対処(見直しの際の要検討事項を包括的に整理)

■接続会計制度(接続料算定の基礎)の見直しを検討。

■NTT東西の次世代ネットワークのオープン化のための接続ルール(開放義務、接続料等)を策定。

(その他の公正競争環境整備)

■垂直統合型ビジネスモデルに対応し、電気通信事業紛争処理委員会による紛争処理機能を強化。(速やかに制度整備)

■ブロードバンド時代のユニバーサルサービス制度の在り方について検討。(07年中にフィージビリティスタディ、09年に情報通信審議機会にて検討)

■携帯事業のビジネスモデル(販売奨励金・SIMロック等)の在り方を検討。(07年夏を目途に結論)

■MVNOの新規参入促進のためのルールを整備。(06年中を目途)

■ネットワークの中立性(network neutrality)を確保するため、IPTラフィックの加速的増加に対応したコスト負担の公平性等を確保するための政策を総合的に推進。(07年夏を目途に第一次の取りまとめ)

※ 上記について、案件の内容に応じて、制度(法律、省令)改正又はガイドラインの見直し等により対応。

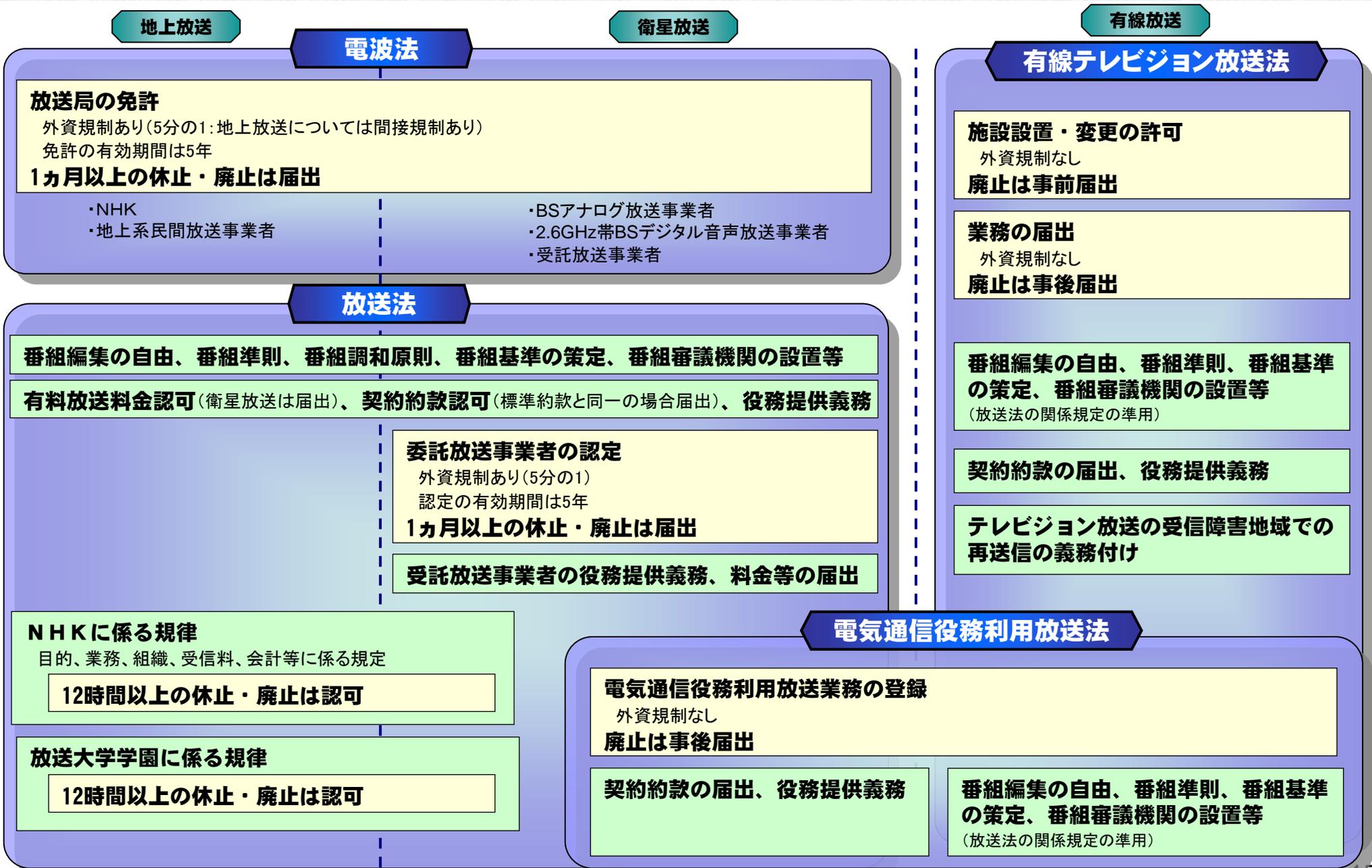
Ⅱ 放送



1 全体像

法律名	目的	主な内容	関係政省令
放送法 (昭和25年法律第132号)	「左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。」	第1章 総則 ・ 放送普及基本計画 等 第1章の2 放送番組の編集等に関する通則 ・ 放送番組編集の自由、放送番組審議機関 等 第2章 日本放送協会 ・ 協会の業務、組織 等 第2章の2 放送大学学園 ・ 放送番組の編集等に関する通則等の適用 等 第3章 一般放送事業者 ・ 放送番組審議機関、外国人取得株式の取扱い 等 第3章の2 受託放送事業者 ・ 役務の提供義務 等 第3章の3 委託放送事業者 ・ 認定、承継、業務の廃止 等 第4章 放送番組センター ・ センターの指定、業務、指定の取消し 等 第5章 雑則、第6章 罰則	・ 放送法施行令 ・ 放送法施行規則 ・ 独立行政法人等登記令
有線テレビジョン放送法 (昭和47年法律第114号)	「有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正ならしめることによつて、有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護するとともに、有線テレビジョン放送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」	第1章 総則 第2章 施設 ・ 施設の許可、基準 等 第3章 業務 ・ 業務の届出、役務の提供条件の認可、役務の提供義務 等 第4章 雑則、第5章 罰則	・ 有線テレビジョン放送法施行令 ・ 有線テレビジョン放送法施行規則 ・ 有線テレビジョン放送の設備及び業務に関する届出の特例
有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律 (昭和26年法律第135号)	「有線ラジオ放送の業務の運用を規正することによつて、公共の福祉を確保することを目的とする。」	○ 業務の開始の届出、有線ラジオ放送番組の編集等、再送信の同意、罰則 等	・ 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律を施行する規則 ・ 有線ラジオ放送の設備及び業務に関する届出の特例
電気通信役務利用放送法 (平成13年法律第85号)	「電気通信役務利用放送の業務の運営を適正なものとするにより、電気通信役務利用放送の受信者の利益を保護するとともに、電気通信役務利用放送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」	第1章 総則 第2章 登録 ・ 登録、承継、登録の取消し 等 第3章 業務 ・ 設備の維持、再送信、役務の提供義務 等 第4章 雑則、第5章 罰則	・ 電気通信役務利用放送法施行令 ・ 電気通信役務利用放送法施行規則

2 テレビジョン放送に係る規律の概要



3 放送法 ①現行法制の枠組み

- 放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とし、電波法とともに、昭和25年に制定されたもの。
- 番組編集等の原則を定めるとともに、日本放送協会に係る規定、一般放送事業者に係る規定等が置かれている。
- なお、放送局の免許は、電波法に基づき行われている。

目的

- 次の原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る
 - ・放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
 - ・放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
 - ・放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

番組編集の自由

- 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない

番組準則

- 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 政治的に公平であること
- 報道は事実をまげないですること
- 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

番組調和原則

- 教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない

番組基準の策定

- 放送番組の種類及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

番組審議機関の設置

- 放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。

NHK

- 目的** 公共の福祉のためあまねく全国で受信できるよう豊かで良い放送番組による放送を行うこと等を目的
- 業務** NHKの必須業務、任意業務等を列記(一部の業務は総務大臣認可が必要)
- 組織** 法人格、登記、経営委員会、役員、理事会等
- 受信料** 受信設備を設置した者の契約義務等
- 国際放送** 総務大臣による国際放送の実施命令等
- 会計** 収支予算等の国会承認、貸借対照表等の会計検査院検査・国会提出、放送債権
- 放送休止等** 放送局の廃止、12時間以上の休止には、総務大臣の認可が必要
- 番組編集等** 一般の番組準則に加えて求められること
 - ① 豊かで、かつ、よい放送番組を放送すること等によって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するよう最大限努力
 - ② 地方向けの放送番組を有するようすること
 - ③ 過去のすぐれた文化の保存、新たな文化の育成・普及に役立つようにすること
- 放送番組審議機関** 中央放送番組審議会、地方放送番組審議会及び国際放送番組審議会の設置、構成等
- 候補者放送** 選挙運動に関する放送で、請求がある場合には同等の条件で放送させる義務
- 広告放送** 他人の営業に関する広告放送等の禁止

一般放送事業者

- 放送番組審議機関** 放送番組審議機関の構成(7人以上)等
- 広告放送** 広告放送であることを明らかに識別できるようにすること
- 学校向け放送での広告** 学校向けの教育番組の放送では、学校教育の妨げとなる広告を含めてはならない
- 候補者放送** 選挙運動に関する放送で、請求がある場合には同等の条件で放送させる義務
- 番組供給協定の制限** 特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる協定の締結禁止
- 有料放送** 有料放送料金の総務大臣認可(衛星放送では届出)、契約約款の総務大臣認可(標準約款と同一の場合は届出)、役務提供義務等

放送大学学園

- 番組編集等** 一般の番組準則等のうち学園にも求められるものを規定
- 放送休止等** 放送局の廃止、12時間以上の休止には、総務大臣の認可が必要
- 広告放送** 公告放送等の禁止

受託放送事業者

- 役務提供義務** 委託放送事業者等への役務提供義務等
- 役務提供条件** 料金等の役務提供条件の総務大臣への届出
- 番組編集等** 番組準則等は不適用

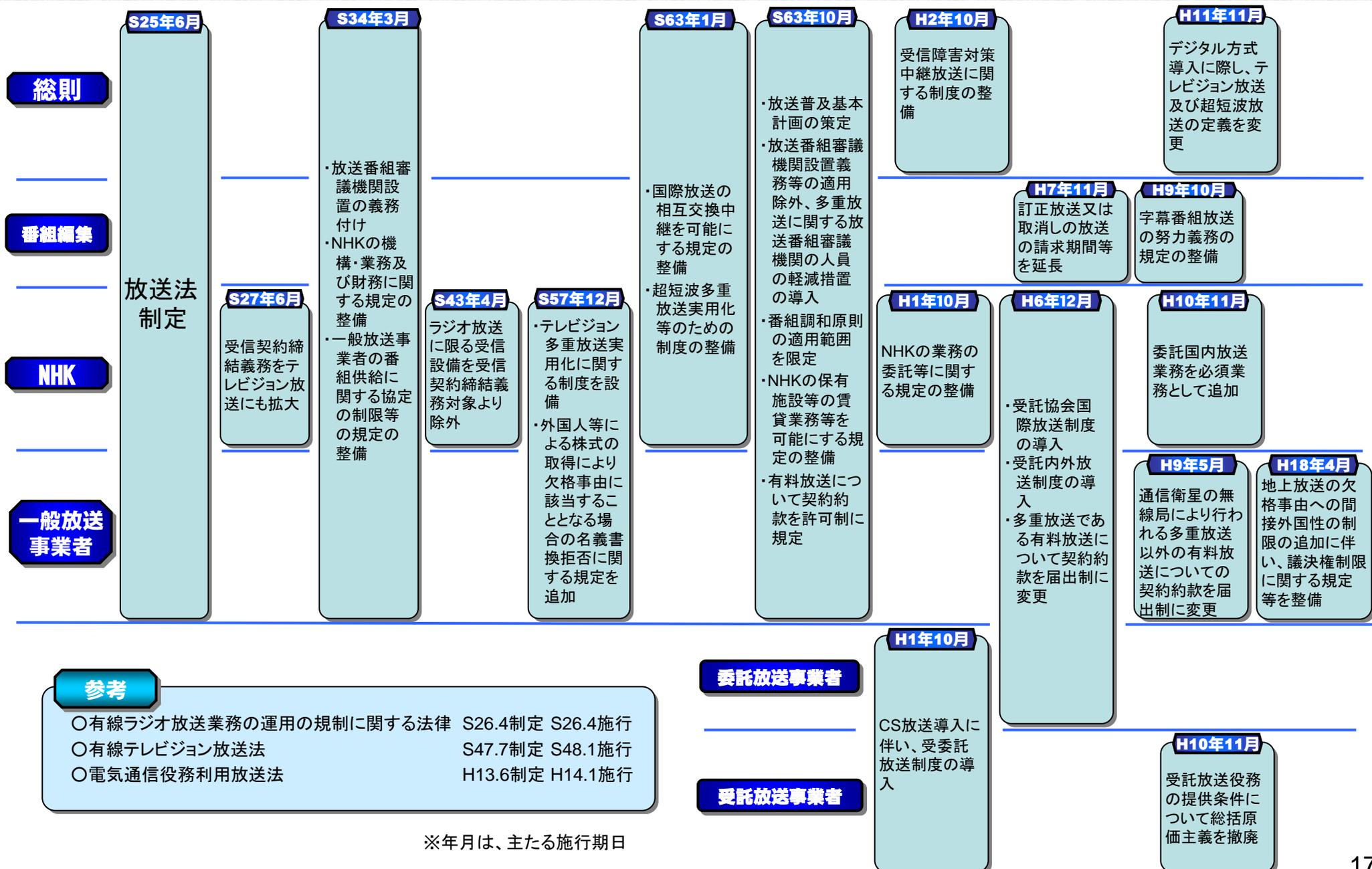
委託放送事業者

- 認定** 委託放送業務の総務大臣による認定(5年ごとに更新)、委託放送事項の変更の許可等
- 業務開始等** 業務開始期日、1ヵ月以上の休止の場合の休止期間について総務大臣への届出
- 業務廃止** 業務廃止の総務大臣への届出
- 番組編集等** 番組準則等の適用(必要な読替え)

放送番組センター

- 次の業務を行う「放送番組センター」の指定
- ① 放送番組の収集し、保管し、公衆に視聴させること
 - ② 放送番組に関する情報の収集・分類・整理・保管
 - ③ 放送番組に関する情報の提供 等

3 放送法 ②主な改正経緯



※年月は、主たる施行期日

4 有線テレビジョン放送法

- 有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正なものとし、受信者の保護、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ること等を目的として、昭和47年に制定、昭和48年1月から施行されたもの。
- 一定規模を超える有線テレビジョン放送施設*1を設置して、有線テレビジョン放送を行おうとする場合、施設の設置について総務大臣の許可を必要とし、設備側について規律するとともに、有線テレビジョン放送業務を行おうとする場合、総務大臣への届出を必要とし、別途、業務側について規律。
- なお、有線テレビジョン放送施設を設置する者は、同時に有線テレビジョン放送業務を行う者であることが予定されているが、自ら施設を設置することなく、他の有線テレビジョン放送施設設置者の施設を利用して、業務の届出のみで有線テレビジョン放送を行うこと(チャンネルリース)も認められているところ。(ソフト/ハード一致型が原則であるが、有線テレビジョン放送施設を利用する範囲内で分離型も認められている。)

施設側の規律

- 施設の設置・変更には総務大臣の許可*2
- ※ 許可の基準
 - 1) 施設計画の合理性・実施確実性
 - 2) 技術基準への適合性
 - 3) 経理的・技術的能力
 - 4) 自然的社会的文化的諸事情に照らした必要性・適切性
- 有線テレビジョン放送のために設けられた技術基準への適合義務
- チャンネルリースを求められた際の提供義務 等

業務側の規律

- 業務を行う場合には総務大臣へ届出
- テレビジョン放送の受信障害が相当範囲にわたる地域で有線テレビジョン放送を行う有線テレビジョン放送施設者に対し、当該放送の再送信を義務付け*3
- 放送事業者の放送を再送信する場合には、当該放送事業者の同意が必要。それに関して大臣裁定制度を整備
- 業務区域内での役務提供義務
- 番組準則、放送番組審議機関等放送法の関連規定を準用

等

*1 引込端子数が500端子を超える施設。なお、500端子以下の場合には、施設面について、有線電気通信法のみ規律の適用を受ける。

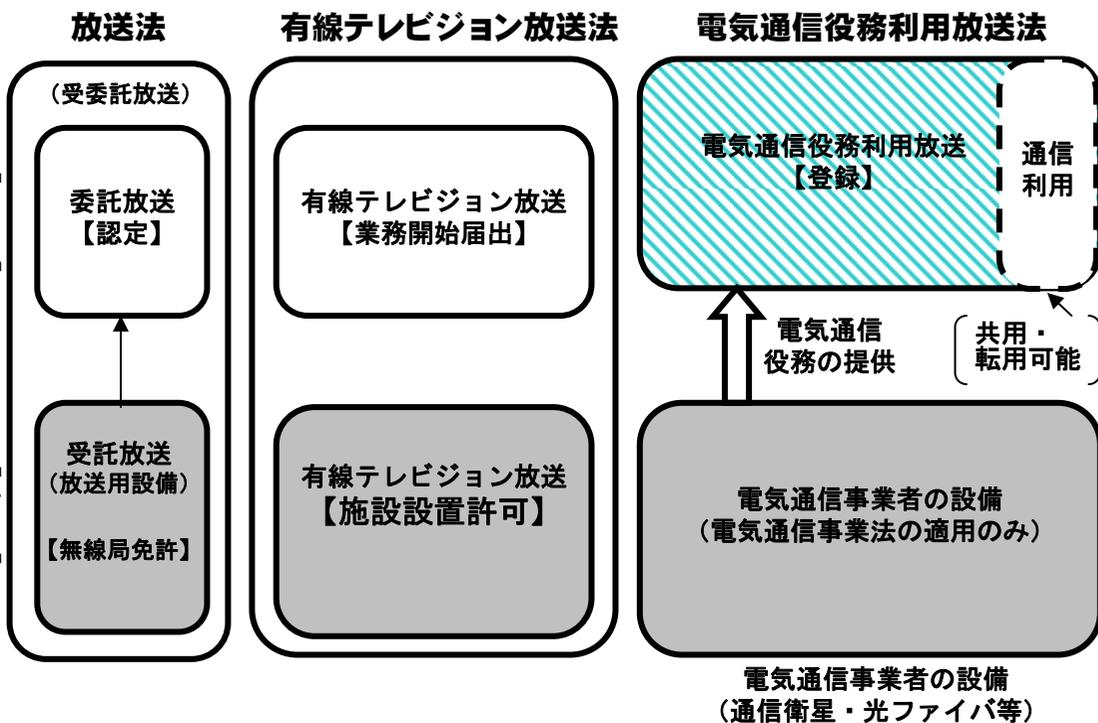
*2 施設計画、使用する周波数、施設の概要を変更する場合にも許可を要する。その他の事項及び軽微な事項と認められている施設の概要を変更する場合には届出を要する。

*3 これまで義務付けされた例なし。

4 電気通信役務利用放送法

- 通信と放送の伝送路の融合の進展に対応し、CSデジタル放送及び有線テレビジョン放送の設備利用の規制緩和を行うため、電気通信役務を利用して放送を行うことを制度化して可能としたもの。
- 平成14年1月28日より施行され、平成18年3月末現在で、67事業者が登録。
 - ・衛星役務利用放送事業者: 51
 - ・有線役務利用放送事業者: 16

主な規制緩和



放送法 (受託委託放送制度) 【CSデジタル放送】	電気通信役務利用放送法
○衛星中継器を通信・放送用に分離し、放送用の周波数(中継器)は国が指定	○衛星放送事業者が必要に応じて、通信・放送用に柔軟に設備を提供
○放送用周波数の枠内で委託放送業務の実施について認定が必要 (参入希望者が超える場合、比較審査。外資規制有り。)	○一定の適格性審査による登録が必要 (比較審査なし。外資規制撤廃。)
有線テレビジョン放送法 【有線テレビジョン放送】	電気通信役務利用放送法
○施設の設置には許可が、放送開始には届出が必要	○設備の全部又は一部を自ら設置することなく放送を行う場合、登録が必要

(参考1) 放送の許認可制度(全体)

	地上放送事業者 (キー局、地方局)	BS(アナログ)放送事業者	BS(デジタル)放送事業者		CS(110度、124度、128度)放送事業者			有線テレビジョン放送事業者		
			委託放送事業者	受託放送事業者	委託放送事業者	受託放送事業者	衛星役務利用放送事業者	有線テレビジョン放送法		有線役務利用放送事業者
								有線テレビジョン放送施設者	左記以外の有線テレビジョン放送事業者(注3)	
適用法	電波法 放送法	電波法 放送法	放送法	電波法 放送法	放送法	電波法 放送法	電気通信役務 利用放送法	有線テレビジョン放 送法	有線テレビジョン 放送法	電気通信役務利 用放送法
参入	無線局開設に係 る免許	無線局開設に係 る免許	認定	無線局開設に係 る免許	認定	無線局開設 に係る免許	登録	施設設置許可 (業務は届出)	届出	登録
審査事項	○欠格事由 ○技術基準適合 性 ○周波数割当が 可能であること ○財政的基礎 ○その他総務省 令に合致(集中 排除原則等)	○欠格事由 ○技術基準適合 性 ○周波数割当が 可能であること ○財政的基礎 ○その他総務省 令に合致(集中 排除原則等)	○欠格事由 ○受託放送役務を 受けられること ○財政的基礎 ○放送の普及及び 健全な発達に適 切 ○総務省令に合致 (集中排除原則)	○欠格事由 ○技術基準 適合性 ○周波数割 当が可能で あること ○その他総務 省令に合致	○欠格事由 ○受託放送役務を 受けられること ○財政的基礎 ○放送の普及及び 健全な発達に適 切 ○総務省令に合致 (集中排除原則)	○欠格事由 ○技術基準 適合性 ○周波数割 当が可能 であること ○その他総 務省令に 合致	○欠格事由 ○経理的基礎 及び技術的 能力 ○権原に基づく 設備利用の 可否 ○総務省令に 合致(集中排 除原則)	○欠格事由 ○施設計画の合理 性及び実施の確 実性 ○技術基準適合性 ○経理的基礎及び 技術的能力 ○自然的社会的文 化的事情に照らし 必要かつ適切	○なし (虚偽の届出につ いては罰則)	○欠格事由 ○経理的基礎及 び技術的能力 ○権原に基づく 設備利用の可 否 ○総務省令に合 致(集中排除 原則)
外資規制	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
料金	認可	認可※注	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出
番組準則	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○
放送番組審議機関	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○
訂正放送等	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○
放送番組の保存	○	○	○	×	○	×	○	×	×	○
あまねく受信 努力義務	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
災害放送	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×
義務再送信	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×
候補者放送	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○
事業者数	196	1	14	1	77	2	45	538(注2)	59	16
代表的な事業者	○日本テレビ ○東京放送 ○フジテレビ ○テレビ朝日 ○テレビ東京	○WOWOW	○BS日本 ○ビーエスフジ ○ビーエス・アイ ○ビーエス朝日 ○BSジャパン	○B-SAT	○ジェイ・スポーツ・プロ ドキャストイング ○スター・チャンネル	○JSAT ○宇宙通信	○ウオルト・ディズ ニー・ジャパン ○ブルームバーグ・ エル・ピー	○ジェイコム東京 ○テブコケーブルテレ ビ ○多摩ケーブルネッ トワーク (注2): 自主放送を行う事業者	○諏訪市 ○熊野市 ○倉敷市	○ビー・ビー・ ケーブル ○東京ハイネッ トワーク ○KDDI ○オブティキャスト

(注1)平成19年より届出

(注3)有線テレビジョン放送施設者から
施設の提供を受けて業務を行う者

(参考2) 番組編集の基準

放送法

第1条【目的】

次の原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る

- 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
- 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第3条【番組編集の自由】

放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない

第3条の2第1項【番組準則】

- 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 政治的に公平であること
- 報道は事実をまげないですること
- 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

第3条の2第2項【番組調和原則】

教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない

第3条の3【番組基準の策定】

放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

第3条の4【番組審議機関の設置】

放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。

国内番組基準

その放送において、

- 1 世界平和の理想の実現に寄与し、人類の幸福に貢献する
- 2 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る
- 3 教養、情操、道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うのに役立つようにする
- 4 わが国の過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成・普及に貢献する
- 5 公共放送としての権威と品位を保ち、公衆の期待と要望にそう

放送基準

次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性など放送のもつ特性を発揮し内容の充実につとめる。

- 正確で迅速な報道
- 健全な娯楽
- 教育・教養の発展
- 児童および青少年に与える影響
- 節度をまもり、真実を伝える広告

BPO(放送倫理・番組向上機構)

放送倫理・番組向上機構

放送と人権等権利に関する委員会(BRC)

放送と青少年に関する委員会

放送番組委員会

- ・NHKと民放連が共同で設立
- ・目的:放送による言論・表現の自由を確保しながら、視聴者の基本的人権を擁護するため、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与すること。
- ・理事長:清水英夫氏(弁護士、青山学院大学名誉教授)
- ・業務開始:2003年7月1日

日本放送協会

日本民間放送連盟

(参考3) 放送に公共性が求められている例

災害放送

放送法第6条の2(災害の場合の放送)

放送事業者は、国内放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

災害対策基本法上の位置づけ

【NHK】 災害対策基本法上「指定公共機関」として明記。「災害時等における放送要請に関する協定」(以下、「協定」という。)についても、47全都道府県と締結。(その他、10政令指定都市、その他の3市と締結。)

【地上民放】

	テレビ	AMラジオ	FMラジオ
社数	127社	47社	53社
指定地方公共機関の指定	124社	44社	49社
協定の締結	127社	46社	52社

選挙放送

放送法関係規定 → 候補者放送に関し、NHK及び一般放送事業者は同等条件の放送が義務づけられている。

公職選挙法関係規定 → 政見放送に関し、NHK及び一般放送事業者は無料放送等が義務づけられている。

(参考4) 地上放送の再送信に係る規律等

再送信の同意

放送

有線テレビジョン放送法

- 受信障害地域について、再送信義務（これまで例なし）
- 再送信には、放送事業者の**同意が必要**（放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図が、その意に反し、害され又は歪曲されないことを担保する趣旨）
- 協議が整わないとき等に関する総務大臣の裁定制度（ケーブルテレビ事業者が総務大臣に申立て）

電気通信役務利用放送法

- 再送信には、放送事業者の**同意が必要**（放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図が、その意に反し、害され又は歪曲されないことを担保する趣旨）
- ・ 裁定制度はなし

文化審議会著作権分科会において、IPマルチキャスト放送による地上デジタル放送の同時再送信については、早急に「有線放送」と同様の扱いとする旨提言（本年8月24日報告書取りまとめ）

著作権処理

有線放送

① 放送番組に含まれる著作物の原権利者に係る権利

		許諾の要否	契約形態
著作権	文芸	許諾必要	年間包括契約 (5団体ルールによる一括処理あり)
	音楽	許諾必要	年間包括契約 (5団体ルールによる一括処理あり)
著作隣接権	レコード	許諾不要	—
	レコード実演	許諾不要	—
	映像実演	許諾不要	—

② 放送事業者の有する著作権・著作隣接権 … 許諾必要

※ 著作物については、協議が整わないとき等の裁定制度（放送事業者が文化庁長官に申立て）

自動公衆送信

① 放送番組に含まれる著作物の原権利者に係る権利

		許諾の要否	契約形態
著作権	文芸	許諾必要	個別契約
	音楽	許諾必要	個別契約
著作隣接権	レコード	許諾必要	個別契約
	レコード実演	許諾必要	個別契約
	映像実演	映画の著作物に一定の場合には許諾不要	個別契約

② 放送事業者の有する著作権・著作隣接権 … 許諾必要

ケーブルテレビ

ケーブルテレビと同方式

電気通信役務を利用したケーブルテレビ

IPマルチキャスト方式

5 放送関連法制に係る課題と対応

- 平成16年7月より、「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」(座長:塩野宏東京大学名誉教授)を開催し、デジタル放送への円滑な移行と多様な国民視聴者のニーズ等に的確に応える放送の発展に向けた放送政策について検討中。7月19日に取りまとめ(案)を公表。
- 平成17年10月より、「衛星放送の将来像に関する研究会」(座長:舟田正之立教大学法学部教授)を開催し、衛星放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、衛星放送の健全な発達に必要な中長期的課題について検討中。7月21日に報告書(案)を公表。

デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会 取りまとめ(案)での主な提言の概要

- 1 持株会社を活用した民放経営の在り方**
 - ・ 放送持株会社の制度化★
- 2 マスメディア集中排除原則の在り方**
 - ・ AMとテレビと同様に、FMとテレビの兼営の可能化★
 - ・ ラジオ・テレビ・新聞の三事業支配の基準の明確化★
- 3 衛星放送についての規律の在り方**
 - ・ CS放送に係るマスメディア集中排除原則の緩和★
 - ・ CSプラットフォーム業務に係る規律の在り方★
- 4 新たな放送サービスへの対応**
 - ・ サーバー型サービスにおける有料放送制度の在り方★
 - ・ 携帯向けワンセグサービスにおける「独立サービス」の在り方★

衛星放送の将来像に関する研究会 報告書(案)での主な提言の概要

- 1 新たにBSデジタル放送に利用可能となる周波数の利用の在り方**
 - ・ 新たな周波数利用の是非、開始時期等
 - ・ 新たな放送方式の活用
 - ・ マスメディア集中排除原則の在り方★ 等
- 2 衛星放送に係る公正かつ有効な競争環境の整備**
 - ・ 委託放送業務の事業譲渡制度化★
 - ・ 委託放送事項変更手続の簡素化★
 - ・ マスメディア集中排除原則の緩和★
 - ・ 衛星放送におけるプラットフォームの規律の在り方★ 等
- 3 視聴者保護政策の推進**
 - ・ 個人情報保護指針に係る所要の見直し

※★は制度改正事項(法律ないし省令)、その他は運用レベルで対応(ガイドライン含む)する見込み。

III 基本法



1 全体像

法律名	目的	主な内容	関係政省令
有線電気通信法 (昭和28年法律第96号)	「有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによつて、公共の福祉に寄与することを目的とする。」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有線電気通信設備の届出 ○ 技術基準 ○ 設備の検査等、改善等の措置 ○ 非常事態における通信の確保 ○ 有線電気通信の秘密の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有線電気通信法施行令 ・ 有線電気通信法施行規則 ・ 有線電気通信設備令 ・ 有線電気通信設備令施行規則
電波法 (昭和25年法律第131号)	「電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。」	<p>第1章 総則</p> <p>第2章 無線局の免許等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無線局の開設、免許の申請、予備免許、落成後の検査、免許状、変更検査、点検事業者の登録、無線局に関する情報の公表等、周波数割当計画、電波の利用状況の調査等 ・ 無線局の登録 <p>第3章 無線設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波の質、義務船舶局等の無線設備の条件、無線設備の機器の検定 <p>第3章の2 特定無線設備の技術基準適合証明等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証 ・ 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認 <p>第4章 無線従事者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無線設備の操作、指定講習機関の指定、無線従事者の資格、免許、指定試験機関の指定 <p>第5章 運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的外使用の禁止等、秘密の保護 ・ 海岸局、航空局等の運用、聴守義務、遭難通信、緊急通信、安全通信、運用義務時間 <p>第6章 監督</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周波数等の変更、特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務、検査、非常の場合の無線通信、報告等 <p>第7章 異議申立て及び訴訟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波監理審議会への付議 <p>第7章の2 電波監理審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織、必要的諮問事項、意見の聴取、審理官 <p>第8章 雑則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高周波利用設備、伝搬障害防止区域の指定、特定の周波数を使用する無線設備の指定、電波有効利用促進センター、電波利用料等の徴収等 <p>第9章 罰則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法施行令 ・ 電波法関係手数料令 ・ 電波法による旅費等の額を定める政令 ・ 電波法施行規則 ・ 電波の利用状況の調査等に関する省令 ・ 無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準 ・ 放送局の開設の根本的基準 ・ 特定無線局の開設の根本的基準 ・ 無線局免許手続規則 ・ 無線従事者規則 ・ 無線局運用規則 ・ 電波法による伝搬障害の防止に関する規則 ・ 無線設備規則 ・ 無線機器型式検定規則 ・ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 ・ 登録点検事業者等規則 ・ 測定器等の較正に関する規則 ・ 特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則 ・ 電波法に規定する指定機関を指定する省令

2 電波法 ①現行法制の枠組み(周波数の分配)

周波数の国際分配の決定

周波数の国内分配の決定
(周波数割当計画の策定)

無線設備の技術基準の策定

審査基準等の策定

無線局免許等申請の審査

無線局免許等
(周波数の割当)

無線局の運用開始

無線局の運用・監督等

無線局の承継・廃止

周波数割当計画

- 国内における周波数分配は、ITUによる国際的な周波数分配のうち、第三地域(アジア、オセアニア)に分配された各無線業務に基づき、周波数割当計画(総務省告示)に規定される。
- 「周波数割当計画」とは、「割り当てることが可能である周波数の表」であり、以下の事項等が記載され、無線局免許における周波数割当可能性に関する審査基準として用いられる。

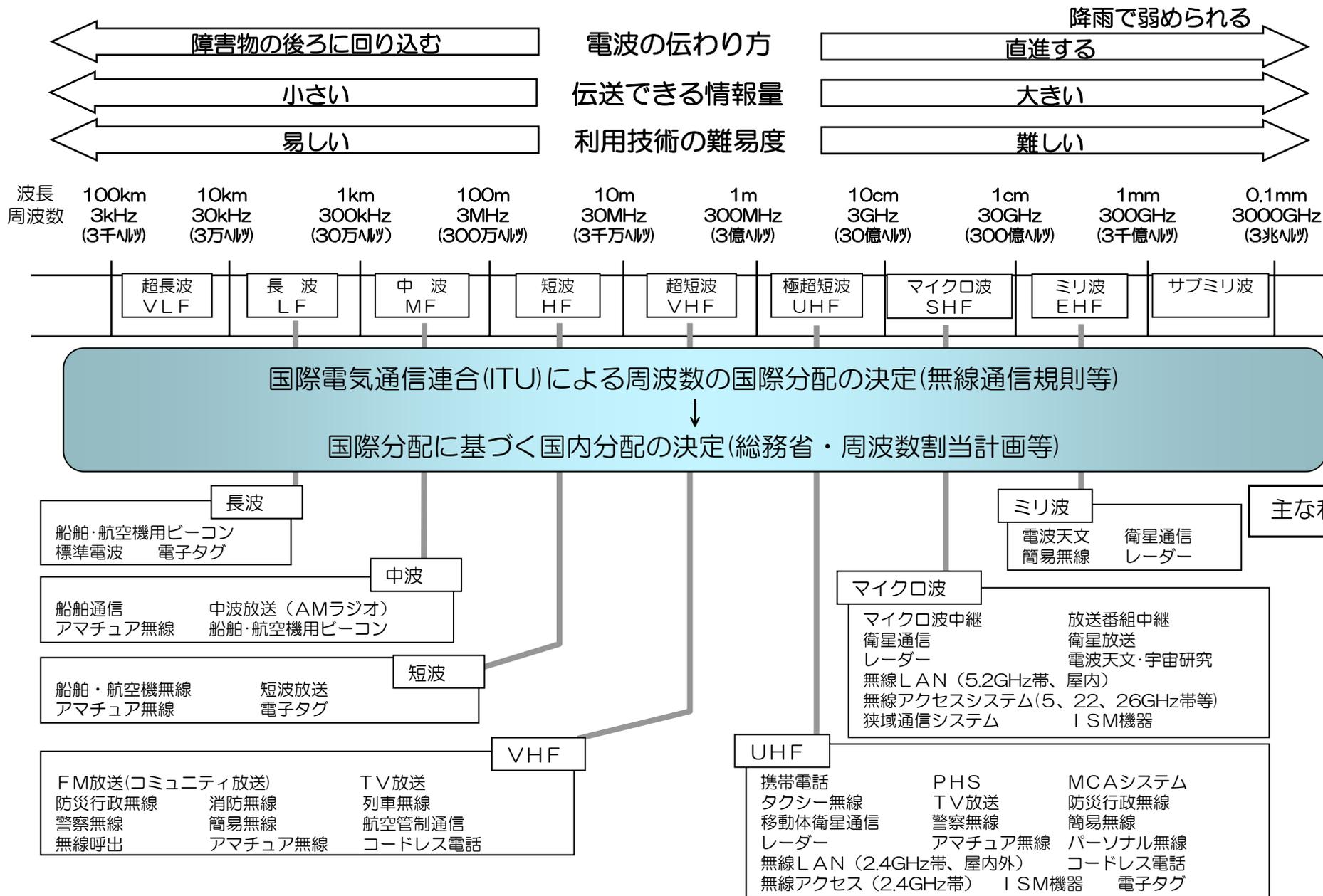
- ① 国際電気通信連合の無線通信規則に規定される国際分配
- ② 固定業務、移動業務など、無線通信の態様別の周波数割当て
- ③ 公共業務用、一般業務用など、無線局の目的別の周波数割当て
- ④ 周波数の使用に関する条件

(電波法第26条。以下、括弧内の条項はすべて電波法の条項を示す。)

周波数割当表 (周波数割当計画から抜粋)

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域	第二地域	第三地域				
4800-4990	固定 移動 5.442 電波天文		4800-4900 J32	固定 移動 電波天文	電気通信業務用 電気通信業務用	固定業務でのこの周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。 移動業務でのこの周波数帯の使用は、平成22年1月1日からとする。
4990-5000	5.149 5.339 5.443 固定 移動 (航空移動を除く。) 電波天文 宇宙研究 (受動)		4900-5000 J32 J79	固定 移動 電波天文	電気通信業務用 電気通信業務用 (5 GHz 帯無線アクセスシステム用) 公共業務用 (5 GHz 帯無線アクセスシステム用) 放送事業用 (5 GHz 帯無線アクセスシステム用) 小電力業務用 (5 GHz 帯無線アクセスシステム用) 一般業務用 (5 GHz 帯無線アクセスシステム用)	固定業務でのこの周波数帯の使用は、平成19年11月30日までに限る。ただし、平成16年総務省告示第六百二十二号により特定公示局を開設することができる地域内における固定業務でのこの周波数帯の使用は、平成17年11月30日までに限る。 5 GHz 帯無線アクセスシステム用への割当ては、別表6-3-8による。
5000-5010	5.149 航空無線航行 無線航行衛星 (地球から宇宙)		5000-5010 J89	航空無線航行 無線航行衛星 (地球から宇宙)	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
5010-5030	5.367 航空無線航行 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5.328B 5.443B		5010-5030 J89	航空無線航行 無線航行衛星 (宇宙から地球) J75D J123B	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
5030-5150	5.367 航空無線航行		5030-5091 J89 J123C 5091-5150 J89 J123E	航空無線航行 航空無線航行 固定衛星 (地球から宇宙) J123F	公共業務用 (M.L.S用) 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	M.L.S用への割当ては、別表2-3による。
	5.367 5.444 5.444A					

(参考)我が国の電波の使用状況



2 電波法 ②現行法制の枠組み(無線局の開設等)

周波数の国際分配の決定

周波数の国内分配の決定
(周波数割当計画の策定)

無線設備の技術基準の策定

審査基準等の策定

無線局免許等申請の審査

無線局免許等
(周波数の割当)

無線局の運用開始

無線局の運用・監督等

無線局の承継・廃止

無線設備の技術基準

- ・無線局の通信目的の達成能力、他の無線局への妨害排除等の電波の規律上の要件に基づいて定める無線設備が満たすべき技術的条件。(第28条～第38条)

無線局開設の手續等

	①免許	②包括免許	③登録	④免許・登録の不要なもの	
対象無線局	個々の無線局としての監理が必要な無線局が対象。	基地局等に電波の発射が制御される無線局で、同一規格の無線局を複数開設する場合が対象。	高出力で電波が届く範囲は広いが、混信防止の機能を有し、他の無線局と電波を共用する無線局が対象。	空中線電力が0.01W以下で、電波が届く範囲が限られる無線局が対象。	発射する電波が著しく微弱な無線局が対象。
開設手續	<ul style="list-style-type: none"> ・欠格事由の有無、 ・技術基準適合性、 ・周波数の割当可能性、 ・無線局の開設の根本的基準への合致性を審査。 	<ul style="list-style-type: none"> ・欠格事由の有無、 ・周波数の割当可能性、 ・無線局の開設の根本的基準への合致性を審査。 	欠格事由の有無を審査。	技術基準適合証明のみで無線局を開設することが可能。	自由に無線局を開設することが可能。
	↑ (審査の一部省略)	↑ (必須)	↑ (必須)	↑ (必須)	
技術基準適合証明 (登録証明機関による個別機器や工事設計の審査等により、無線設備の技術基準への適合性を証明。) (第38条の2～第38条の38)					
主な無線局の例	<ul style="list-style-type: none"> ・TV/ラジオ放送局 ・携帯電話基地局 ・人工衛星局 ・航空機局 ・船舶局 ・実験局 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話端末 ・共同利用型業務用無線 ・VSAT地球局 	<ul style="list-style-type: none"> ・5GHz帯無線アクセスシステムの基地局等 ・10mW以下のPHS基地局 ・高出力電子タグの読み取り機 	<ul style="list-style-type: none"> ・コードレス電話 ・無線LAN ・ワイヤレスマイク(小電力) ・自動車レーダー ・低出力電子タグの読み取り機 	<ul style="list-style-type: none"> ・キーレスエントリー ・コードレスマウス ・FMトランスミッタ

2 電波法 ③現行法制の枠組み(無線局の運用・監督等)

周波数の国際分配の決定

周波数の国内分配の決定
(周波数割当計画の策定)

無線設備の技術基準の策定

審査基準等の策定

無線局免許等申請の審査

無線局免許等
(周波数の割当)

無線局の運用開始

無線局の運用・監督等

無線局の承継・廃止

無線従事者

- ・無線局の無線設備の操作(簡易な操作を除く。)は、免許人等が選任する無線従事者又は主任無線従事者の監督を受けている者が行う。(第39条第1項)
- ・免許人等は、主任無線従事者又は無線従事者の選任・解任の届出が必要。(第39条第4項、第51条)

無線局の運用

- ・無線局は、免許状に記載された電波の型式・周波数、識別信号等により、免許状に記載された目的・通信の相手方・通信事項の範囲内で運用しなければならない。(第52条～第55条)
 - ・無線局は、他の無線局又は電波天文業務等の受信設備に混信等の妨害を与えないように運用しなければならない。(第56条)
- ※その他、無線局の呼出し又は応答の方法等の通信方法、無線設備の機能維持等が法令で定められている。(第57条～第70条の6)

無線局の監督

- ・総務大臣は、電波の規整その他公益上の必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、周波数・空中線電力の指定等を変更することができる。(第71条)
- ・総務大臣は、無線局の発射する電波の質が基準に適合していないときは、電波の発射の停止を命ずることができる。(第72条)
- ・総務大臣は、免許人等が電波法令等に違反したときは、無線局の運用の停止等を命ずることができる。この命令に従わない場合は、免許等を取り消すことができる。(第76条)

免許人等の地位の承継

- ・免許人等の相続、法人の合併・分割、事業の全部譲渡等があったときは、許可又は届出により、免許人等の地位を承継することが可能。(第20条、第27条の24)

無線局の廃止

- ・免許人等は無線局の廃止の際には届出と免許状等の返納が必要。(第22条、第24条、第27条の26、第27条の28)
- ・免許人等であった者は、無線局の免許等がその効力を失ったときは、空中線の撤去が必要。(第78条)

2 電波法 ④近年の主な改正経緯

(年月は施行時点)

無線局の開設

H9.10

包括免許制度の導入
(H9法改正)

H12.11

・周波数割当計画の作成制度の導入
・特定基地局の開設計画認定制度の導入
(H12法改正)

H17.5

登録制度の導入
(H16法改正)

H12.6

法人の分割及び事業の全部譲渡における
免許人の地位承継制度の導入(H12法改正)

H14.10

電波の利用状況調査制度の導入
(H14法改正)

無線設備の技術基準

H10.4

認定点検事業者の点検を受けた場合に
検査の一部を省略することを可能と
する制度の導入(H9法改正)

H16.1

・点検事業者の認定制度及び技術基準
適合証明を行う者に係る指定制度を登
録制度へ移行
・特定無線設備の適合性確認を自己
確認により行うことを可能とする制度の
導入(H15法改正)

H10.11

特定無線設備の適合性確認を工
事設計の認証により行うことがで
きる制度の導入(H10法改正)

無線局の運用

無線局の監督

H9.10

包括免許に係る指定無線局
数の削減等を可能とする規定
の追加(H9法改正)

H13.7

特定周波数変更対策業
務に係る給付金制度の
導入(H13法改正)

H17.5

登録局の新規開設の
禁止等を可能とする規
定の追加(H16法改正)

H16.7

特定周波数終了対策業
務に係る給付金制度の
導入(H16法改正)

電波監理審議会

H9.10

包括免許の付与について
必要的諮問事項へ追加
(H9法改正)

H12.11

・周波数割当計画の作成及び変更
について必要的諮問事項へ追加
・開設計画の認定について必要的
諮問事項へ追加(H12法改正)

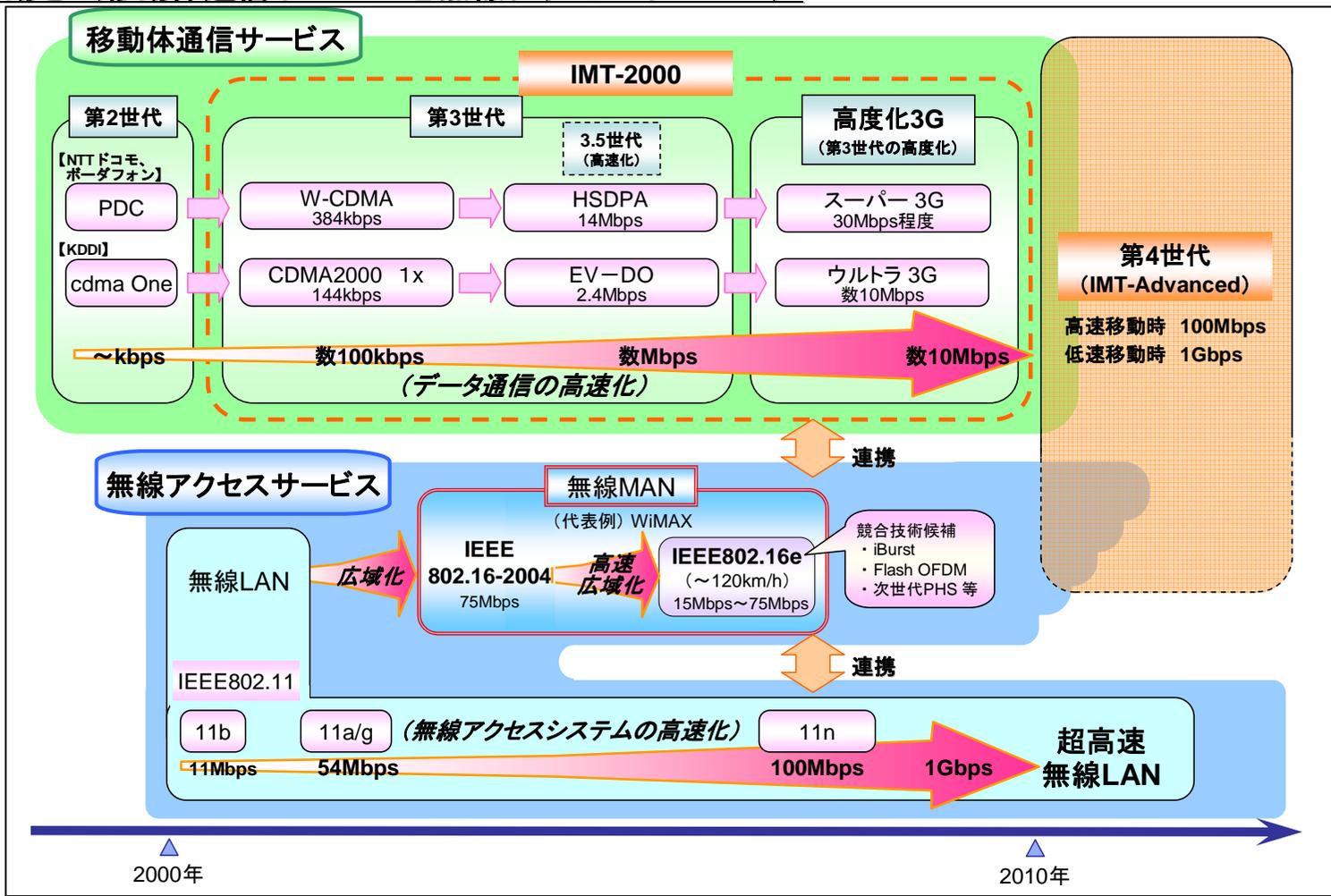
H14.10

電波の利用状況の評価につい
て必要的諮問事項へ追加
(H14法改正)

3 電波法制に係る課題と対応①

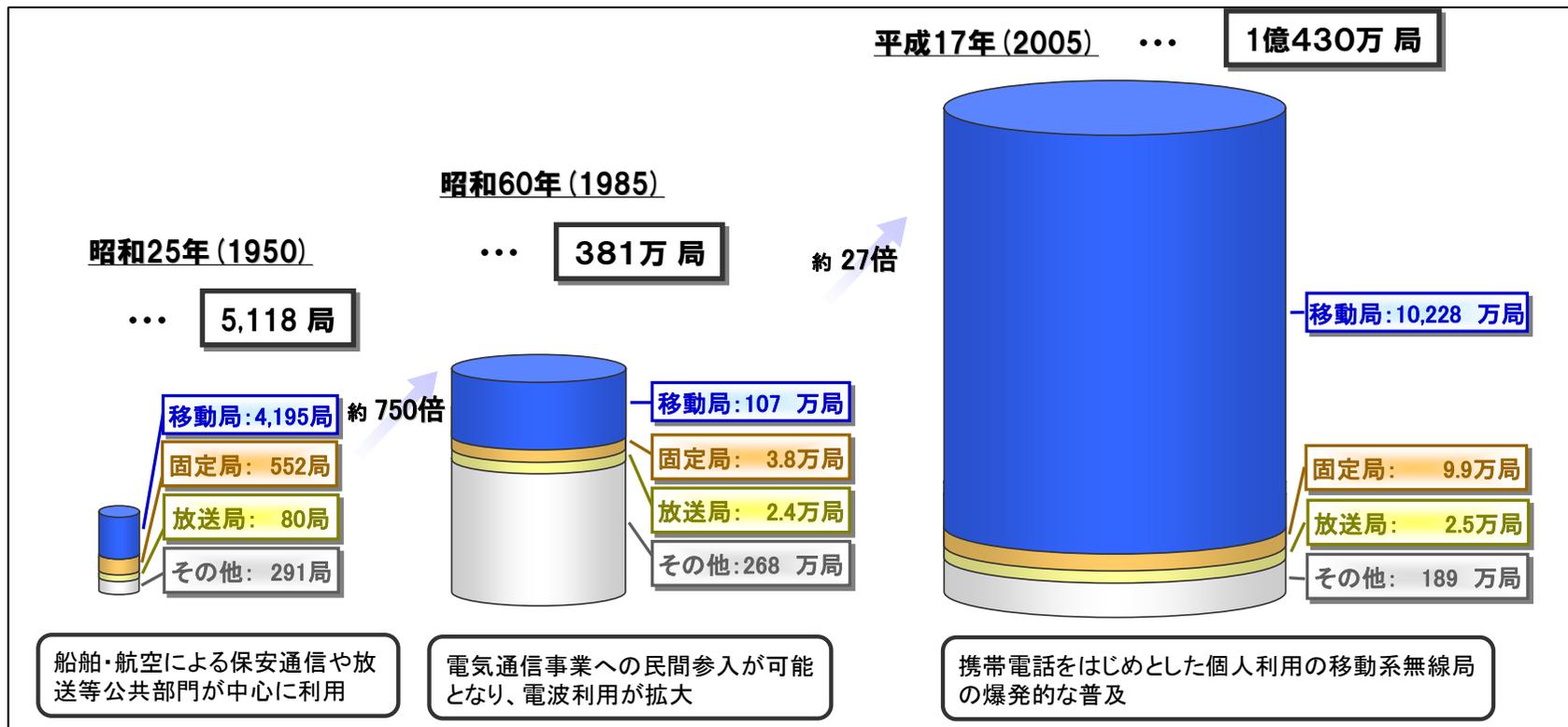
- 広帯域移動無線アクセスシステム、高速無線LANなど、新しい電波利用技術が開発されてきており、こういった技術革新の成果を実用化させる動きが進められている。
- 他方で、無線局の増加に伴う周波数の逼迫が進んでおり、新しい需要に応じて周波数の一層の有効利用が求められる。

● 新技術導入の動き（移動体通信サービスと無線アクセスサービス）



3 電波法制に係る課題と対応②

● 無線局数の増加



● 電波利用密度の英米との比較

<携帯電話基地局>

	基地局数 (単位: 万局)	国土面積 (単位: 万km ²)	1 km ² 当りの 基地局数	相対比 (日本=1)
日本	9.3	37.8	0.246	1.00
米国	17.6	962.0	0.018	0.07
英国	4.5	24.3	0.185	0.75

<地上波放送局>

	放送局数 (単位: 局)	国土面積 (単位: 万km ²)	1km ² 当りの 放送局数	相対比 (日本=1)
日本	15,094	37.8	0.04	1.00
米国	6,936	962.0	0.0008	0.02
英国	4,321	24.3	0.018	0.45

3 電波法制に係る課題と対応③

- デジタル化や高効率化により周波数の利用効率を高め、
 - ① 収容数を拡大し、ニーズの増加に対応、②空いた周波数を利用して、新たな無線システムを導入できるよう、中長期の周波数割当の抜本的見直し方針に従い、周波数の再編を推進しているところ。

●「周波数の再編方針」の策定とその主な進捗状況

【周波数の再編方針 (H15. 10) と進捗状況】

【今後中核となる電波利用システム】

移動通信システム

携帯電話等に対する周波数需要予測

- ・ 約270MHz幅 (H15年時点)
- ・ 330~340MHz幅 (H20年)
- ・ 1,060~1,380MHz幅 (H25年)

- ① 5年以内に1.7GHz帯、2.5GHz帯を中心に約330~340MHz幅を確保
 - (例) 1.7GHz帯 → 【実施済】 公共業務用無線局を移行し、平成17年に第3世代携帯に再配分
 - ・ 2GHz帯 → 【実施済】 国等の固定マイクロ回線(公共業務用)を移行し、平成17年に第3世代携帯に再配分
 - ・ 2.5GHz帯 → 【検討中】 WiMAX等広帯域移動無線アクセスシステムの導入を検討中
- ② 5~10年以内に5~6GHz以下を中心に最大で約1.38GHz幅を確保
 - (例) VHF/UHF帯 → 【検討中】 テレビのデジタル化完了後の周波数の有効利用方を検討中
 - ・ 1.5GHz帯 → 【検討中】 既存第2世代携帯を第3世代携帯に高度化する再編計画を検討中
 - ・ 3.5GHz帯 → 【検討中】 放送中継用固定マイクロ回線を移行し、第4世代携帯での利用を検討中
 - ・ 4G/5GHz帯 → 【検討中】 電気通信事業者の固定マイクロ回線を移行し、第4世代携帯での利用を検討中

無線LAN、WiMAX等

無線LAN等に対する周波数需要予測

- ・ 約160MHz幅 (H15年時点)
- ・ 最大約480MHz幅 (H20年)
- ・ 最大約740MHz幅 (H25年)

- ① 5年以内に5GHz帯を中心に最大で480MHz幅の周波数需要に対応可能な周波数を確保
 - (例) 4.9~5.0GHz帯 → 【実施済】 電気通信事業者の固定マイクロ回線を移行し、無線LAN用に再配分(平成17年から東名阪地域で利用開始)
 - ・ 5.25~5.35GHz帯 → 【実施済】 気象レーダー(公共業務用)の狭帯域化及び共用技術により、平成17年から無線LANに配分
 - ・ 5.47~5.725GHz帯 → 【検討中】 国等のレーダーと無線LAN機器の電波干渉を回避する技術基準を策定中
- ② 5~10年以内に5GHz帯等を中心に最大で約740MHz幅の周波数需要に対応可能な周波数を確保
 - (例) 5GHz帯 → 【検討中】 電気通信事業者の固定マイクロ回線を移行し、第4世代携帯での利用を検討中
 - ・ 準ミリ波帯の利用拡大及びミリ波帯の開発・導入 → 【検討中】 研究開発等周波数開発を実施中

地上テレビジョン放送

全国展開に必要となる周波数を割当

- ・ VHF/UHF帯 → 【検討中】 テレビのデジタル化完了後の周波数の有効利用方を検討中(再掲)

RFID(電子タグ)

135kHz帯、13.5MHz帯、2.4GHz帯等に加え、950MHz帯の使用を2006年1月に制度化【実施済】

UWB、情報家電等

- ・ UWB: 740MHz帯(3.4~4.8GHz, 7.25~10.25GHz)を用いた通信用途の使用を2006年8月に制度化【実施済】
- ・ 情報家電: 5GHz帯無線LANの高速化を検討中【検討中】

周波数割当計画の変更により具体化

IV 利用環境整備法

1 全体像

法律名	目的・趣旨	主な内容	関係政省令
不正アクセス行為の禁止等に関する法律 <不正アクセス禁止法> (平成11年法律第128号)	「不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制限機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不正アクセス行為の禁止 ○ 不正アクセス行為を助長する行為の禁止 ○ アクセス管理者による防御措置 ○ 都道府県公安委員会による援助等 	
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 <プロバイダ責任制限法> (平成13年法律第137号)	「特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 損害賠償責任の制限 ○ 発信者情報の開示請求等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 <迷惑メール法> (平成14年法律第26号)	「一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。」	第1章 総則 第2章 特定電子メールの送信の適正化のための措置等 ・ 表示義務、拒否者に対する送信の禁止、架空電子メールアドレスによる送信の禁止、送信者情報を偽った送信の禁止、電気通信役務の提供の拒否 第3章 登録送信適正化機関 ・ 登録送信適正化機関の登録、登録基準、改善命令、公示 第4章 雑則、第5章 罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 <携帯電話不正利用防止法> (平成17年法律第31号)	「携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図ることを目的とする。」	第1章 総則 第2章 本人確認等 ・ 契約締結時の本人確認義務等、譲渡時の本人確認義務等、媒介業者等による本人確認等、契約者確認、携帯音声通信役務等の提供の拒否 第3章 監督 第4章 雑則、第5章 罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則

2 不正アクセス禁止法

- 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止、アクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を目的。
- ID・パスワードの無断使用など不正アクセス行為やその助長行為を禁止するとともに、その行為者に対する罰則、アクセス管理者による防御措置、国・都道府県公安委員会の援助について規定。

不正アクセス行為

アクセス制御機能による利用制限を免れて、ネットワークに接続されている電子計算機(特定電子計算機)について、ネットワークを通じた利用(特定利用)をできる状態にする行為。以下の2類型がある。

- ①他人の識別符号を無断で入力する行為(例:他人のID・パスワードの無断利用)
- ②識別符号以外の情報又は指令を入力する行為(例:セキュリティ・ホールを攻撃してコンピュータに侵入する行為)

不正アクセス行為を助長する行為

他人の識別符号を、本来の利用権者に無断で、どの電子計算機の利用に係るものか明らかにして、又はこれを知っている者の求めに応じて、第三者に提供する行為(例:他人のID・パスワードを第三者に販売、電子掲示板に掲示)

不正アクセス行為等の禁止・処罰

不正アクセス行為の禁止・処罰

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

不正アクセス助長行為の禁止・処罰

30万円以下の罰金

防御側の対策

アクセス管理者による防御措置

アクセス管理者は、特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するために必要な措置を講じるよう努める。

(例)識別符号の適正な管理、アクセス制御機能の有効性の検証、
アクセス制御機能の高度化、ログの有効活用、セキュリティ責任者の設置

都道府県公安委員会による援助

アクセス管理者の申し出に応じ、被害発生時の応急対策につき援助。
(手口・原因等を、申出者の提出資料を基に解明し、助言・指導等を行う。)

国による情報提供等

不正アクセス行為発生状況・技術研究開発状況の公表や、広報啓発を実施。

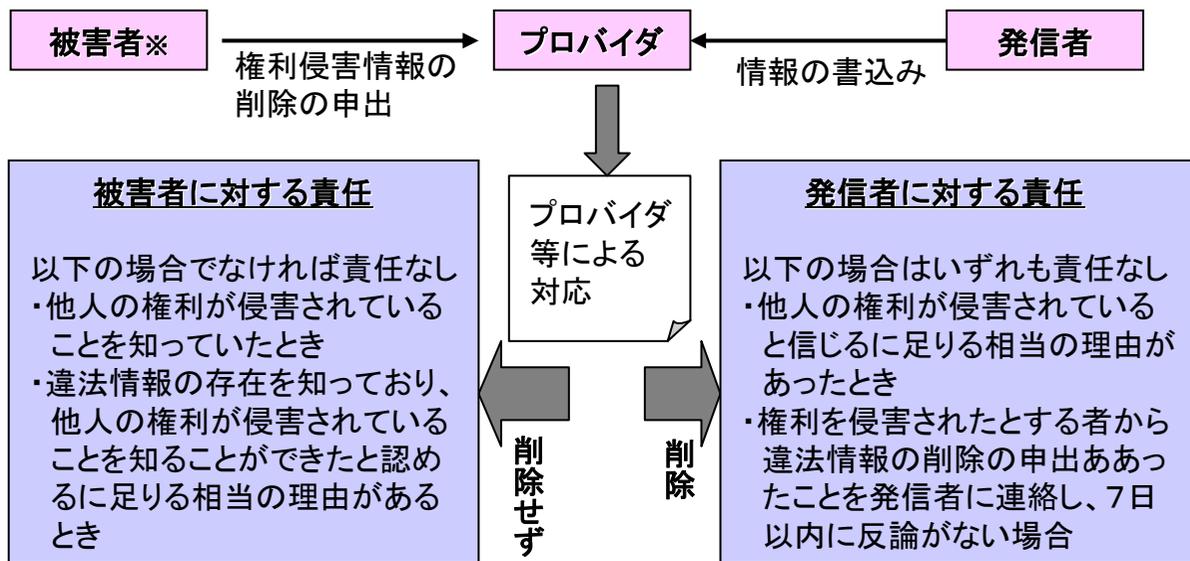
3 プロバイダ責任制限法

インターネット上のホームページや電子掲示板において、名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害など、特定の者の権利が侵害される書き込みが行われた際に、

- ① どのような場合であれば、電子掲示板等の運営者（プロバイダ等）が当該書き込みを削除しても（しなくても）免責されるかとの基準を明確化
- ② 被害者が、匿名で当該書き込みを行った者の氏名、住所等の情報の開示を求めることができる権利を創設したもの。

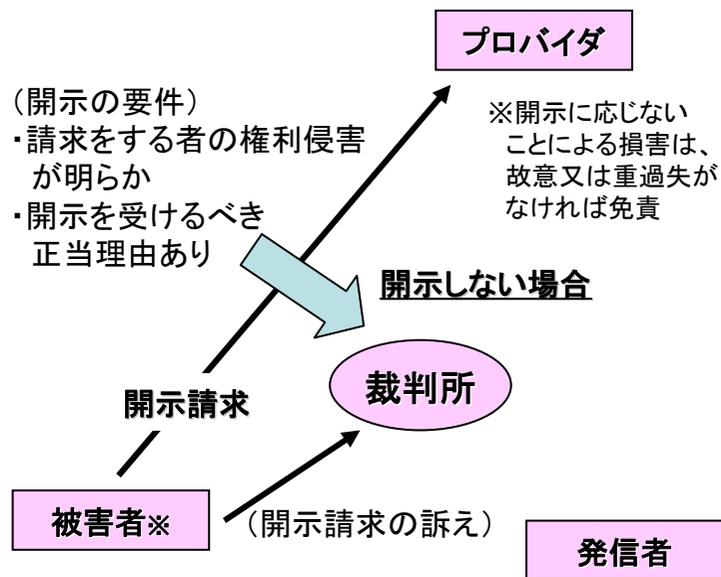
プロバイダ等の責任の明確化の概要

特定電気通信（不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信）による情報の流通により他人の権利が侵害されたときに、関係するプロバイダ等は、その情報の送信を防止する措置（削除等）を講じ、又は講じなかったことにより生じた損害について、一定の条件下では賠償の責任を負わない旨を規定



発信者情報開示の概要

特定電気通信による情報の流通により自己の権利を侵害されたとする者が、関係するプロバイダ等に対し、当該プロバイダ等が保有する発信者の情報の開示を請求できる旨を規定



プロバイダ責任制限法に基づく送信防止措置の円滑な運用のため、業界団体や総務省等から成る「協議会」を結成し、実務上の行動指針となる「ガイドライン」を作成。(平成14年5月施行(商標権は平成17年7月施行))

名誉毀損・プライバシー関係 ガイドライン

○ 被害者等から書き込みの削除等の要請があった場合に、プロバイダ等がいかなる行動をとるべきかについて過去の判例や学説の動向等を踏まえて作成された実務上の指針。

- 【主な内容】
- ・ 送信防止措置の判断基準
 - ・ 送信防止措置を講じるための対応手順
 - ・ 参考書式及び判例等

著作権関係 ガイドライン

○ インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

- 【主な内容】
- ・ 申出の手順等
 - ・ 申出における確認事項及びその方法
 - ・ 信頼性確認団体を経由した申出
 - ・ プロバイダ等による対応

商標権関係 ガイドライン

○ インターネットオークション等で商標権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、ネットオークション事業者等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

- 【主な内容】
- ・ 申出の手順等
 - ・ 申出における確認事項及びその方法
 - ・ 信頼性確認団体を経由した申出
 - ・ ネットオークション事業者等による対応

4 迷惑メール法

- 特定電子メール(受信者の同意を得ずに送信される広告宣伝メール)の送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境を整備することを目的。
- 迷惑メール対策として、特定電子メールである旨(「未承諾広告※」)等の表示義務、受信拒否の意思表示をした者への再送信の禁止、電子メールアドレス等の送信者情報を偽って広告宣伝メールを送信することの禁止等について規定。

表示義務

特定電子メールの送信にあたり、送信者に次の事項の表示を義務づけ(第3条)

- ① 特定電子メールである旨(⇒「未承諾広告※」)
- ② 送信者の氏名又は名称
- ③ 送信者の住所、電話番号
- ④ 受信拒否の通知をすることができる旨及び当該通知を受けるための電子メールアドレス
 <違反者には総務大臣の措置(是正)命令>

拒否者への再送信禁止

受信拒否の通知をした者に対する特定電子メールの再送信を禁止(第4条)
 <違反者には総務大臣の措置(是正)命令>

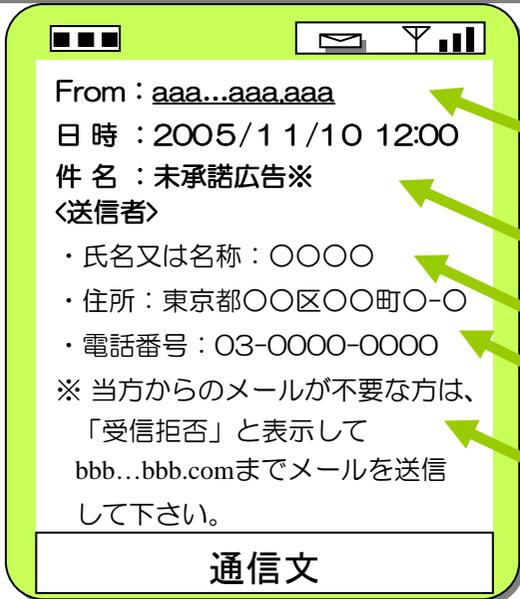
送信者情報を偽った送信の禁止

電子メールアドレス等の送信者情報を偽って広告宣伝メールを送信することを禁止(第6条)
 <違反者には刑事罰(懲役1年以下又は100万円以下の罰金)>

その他

- ・自動生成プログラムを用いて作成した架空電子メールアドレスに宛てて、電子メールを送信することを禁止(第5条)
- ・電気通信事業者は、一時に多数の電子メールが送信された場合等、必要な範囲内において、その電気通信役務の提供を拒むことができる(第11条)

携帯電話の場合の表示(例)



送信者情報(送信に用いた電子メールアドレス等)を偽った送信は禁止!

表示事項	表示場所
未承諾広告※	特定電子メールの表題部の最前部
特定電子メールの送信者の氏名又は名称	特定電子メールの通信文より前
特定電子メールの送信者の住所・電話番号	任意の場所
電子メールで受信拒否の通知ができる旨及び当該通知を受けるための電子メールアドレス	特定電子メールの通信文より前

5 携帯電話不正利用防止法

- 契約者を特定できない携帯電話の発生や流通をなくし、振り込め詐欺等携帯電話の不正利用の防止を目的。
- 携帯電話事業者による契約締結時・譲渡時の本人確認義務、警察から犯罪利用の疑いがある旨の通知を受けた際の本人確認、他人名義の携帯電話の譲渡・携帯電話の匿名レンタル業等の禁止等について規定。

1. 契約締結時・譲渡時の本人確認義務等

- ・ 事業者及び代理店は、契約締結時・譲渡時に、本人確認を行わなければならない。
（事業者は代理店の監督義務を負う。）
- ・ 本人特定事項の虚偽申告の禁止（罰則）
- ・ 本人確認記録の作成義務・保存義務
- ・ 事業者の承諾を得ずに、業として有償で譲渡した者には罰則（広告も罰則）
- ・ 事業者及び代理店の違反に対する総務大臣による是正命令（命令に従わないと罰則）

2. 警察から犯罪利用の疑いがある旨の通知を受けた際の本人確認

- ・ 警察は犯罪利用の疑いがあると認めるときは、事業者に対し契約者確認を求めることができ、事業者は契約者に対し確認を求めることができる。

3. 携帯電話事業者の役務提供の拒否

- ・ 事業者は、本人確認に応じない相手方等に対する役務提供を拒否することができる。

4. 氏名及び連絡先等を明らかにしない匿名の者に対する貸与営業の禁止（罰則）

（広告も罰則）

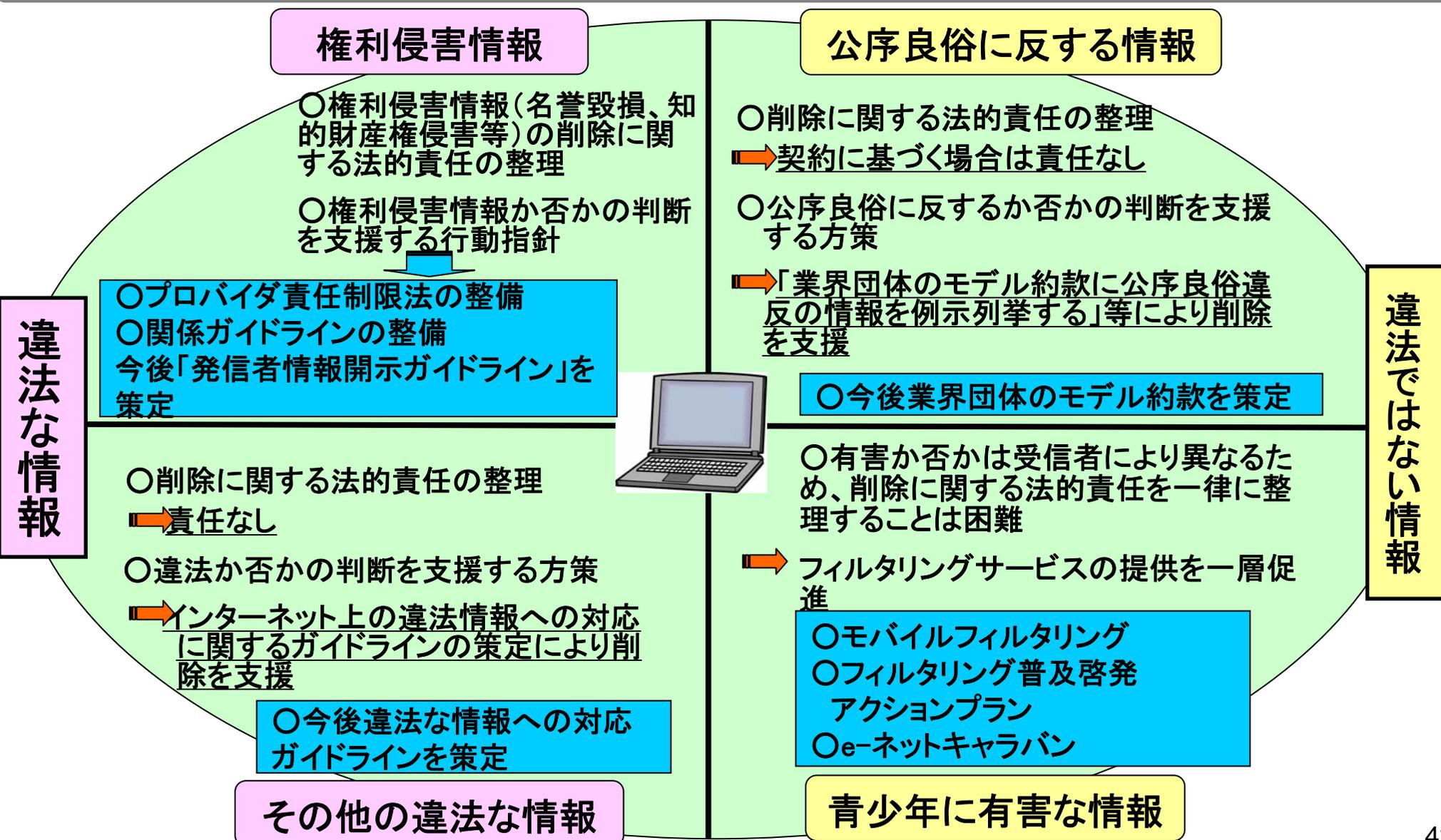
5. 他人名義の携帯電話の譲渡・譲受けの禁止（罰則）

（広告も罰則）

- その他 施行後1年後に見直し

6 利用環境整備法制に係る課題と対応

平成17年7月より、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」(座長:堀部政男中央大学大学院法務研究科教授)を開催し、プロバイダ等による自主的対策及びこれを効果的に支援する制度・方策について検討し、次のとおり取りまとめ。平成18年8月25日に最終報告書を公表。



V 通信・放送融合を巡る検討

1 「21世紀に向けた通信・放送の融合に関する懇談会」(H6.7-H8.6)

目的

通信と放送の融合動向に対応して、ニュービジネスの振興、メディア産業の再編成、知的所有権及び消費者保護を含む法制度の在り方等について幅広い見地から総合的に検討し、情報通信市場の活性化に資すること。

構成員

那須 翔 (社)経済団体連合会副会長(座長)、塩野 宏 成蹊大学法学部教授(座長代理) ほか35名

主な提言事項

1 通信・放送の融合

情報環境・情報活動の変化により、通信・放送の情報伝送路の共用化や、「公然性を有する通信」、「限定性を有する放送」といった通信・放送の中間領域的サービスが出現しつつある。このような動きを「通信・放送の融合化」の現れと捉えることができる。

通信・放送の融合化は、情報活動の自由度を向上させるとともに、情報の自由かつ円滑な流通を促進することを通じて、高度情報通信社会の実現に貢献するものであり、積極的に推進することが必要である。

2 通信・放送の在り方

通信・放送の融合化の一層の進展により、通信・放送の規律原則、通信業・放送業の在り方について適切な対応が求められるとともに、中長期的には、通信・放送の区分の在り方について現行制度を抜本的に見直す必要が生じる可能性がある。

3 情報活動に関するルールの在り方

情報活動に関する新たなルールづくりに際しては、「表現の自由」を基本原則としつつ、新たな情報環境におけるその意義や情報受信者及び第三者の権利保護についても、併せて検討する必要がある。

4 「限定性を有する放送」の出現と放送の規律

「限定性を有する放送」の出現を踏まえ、今後、多チャンネル時代における番組規律について、現行制度の意義を十分配慮しつつ、各放送メディアの特性に応じて、その適用の在り方を見直していく必要がある。

5 国際的情報流通への対応

インターネットのような国際的な情報流通が拡大することに伴い、国際共同歩調による新たな対応が必要となっており、我が国としても国際的な合意づくりに向けて積極的に貢献していくことが求められる。

(参考)その後の関係施策

- 「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」を策定〔平成9年〕
- 番組基準策定義務、番組審議機関設置義務が適用除外される専門放送の範囲を拡大(「放送法施行規則」の改正)〔平成10年〕

2 「通信・放送の融合と展開を考える懇談会」(H8.10-H10.5)

目的

通信・放送の融合に関し「21世紀に向けた通信・放送の融合に関する懇談会」報告書(平成8年6月)において整理された論点及び今後の通信・放送の展開を視野に入れた課題について、具体的な対応の在り方を幅広い見地から総合的に検討すること。

構成員

那須 翔 (社)経済団体連合会副会長(座長)、塩野 宏 成蹊大学法学部教授(座長代理) ほか37名

主な提言事項

1 いわゆる「通信・放送の融合」の概念

以下の現象を指すことが多い。

- (1) 通信と放送の中間領域的サービスのような「サービスの融合」
- (2) ケーブルテレビ網を用いた電話サービスのように同一の伝送路を通信にも放送にも使えるという「伝送路の融合」
- (3) ケーブルテレビ事業者が通信サービスも提供するなどの「事業体の融合」
- (4) テレビ受信機を利用したインターネット端末のような「端末の融合」

2 「融合」と多様化

「通信・放送の融合」の4つのタイプのそれぞれにおいて、通信と放送の区別が比較的明瞭であった従来の形態に、情報通信の高度化により生じた新しい形態が加わりつつあり、全体としては従来より多様化が進んでいる。したがって、「通信・放送の融合」は、通信・放送の同一化・均質化の過程ではなく、情報通信の多様化の過程の一部として把握されるべきである。

3 「融合」を超えた展開

「融合」等による情報通信の多様化により、電子政府、電子商取引等の現実の社会経済活動のバーチャル化(仮想化)などのような展開があることから、従来の制度論だけでなく、ネットワーク上での社会経済活動の実態も踏まえた議論が必要となってきた。

(参考)その後の関係施策

- ホームページ等における違法又は公序良俗に反する情報の流通を知った場合等のプロバイダの自主的な取組への支援〔平成10年～〕

3 「通信・放送融合時代の情報通信政策の在り方に関する懇談会」(H12.6-H12.12)

目的

通信・放送融合時代において、あらゆる人々が安心かつ確実に、大容量のデジタル情報を、多様なネットワークを介して、低廉な料金の下で享受できる情報流通システムの構築・発展のための課題と政府の果たすべき役割について、幅広い観点から有識者と意見交換を行うこと。

構成員

堀部 政男 中央大学法学部教授(座長) ほかに24名

主な提言事項

- 1 通信と放送に関する各国の制度は必ずしも一様ではないが、放送を通信と別の概念で規律する点に関しては共通しており、融合への対応は、各国とも、ソフト／ハード規律の分離や中間領域的サービスへの対応により、進めようとしているところ。我が国においても、今日の融合の状況を踏まえるなら、まずは、こうした変化への対応を急ぐことが必要。
- 2 変化への対応に当たっては、日本型IT革命を推進する観点から、超高速インターネット網の整備や放送のデジタル化を加速し、新たなビジネスと豊かな生活につながる通信・放送融合サービスの健全な発展を促す政策を時機を逃さず展開することが極めて重要。
- 3 以上のため、次のような情報通信政策の一つひとつをスピードをもって、具体化していくことが肝要。
 - ア 伝送路の融合が進展している分野において、ソフト／ハード規律の分離を一層円滑に進める制度の整備等を実施する。
 - イ 情報通信インフラを充実するため、超高速インターネット網の整備や放送のデジタル化を促進する。
 - ウ 通信・放送融合サービスの提供を支えるプラットフォームビジネスへの円滑な新規参入や事業展開を支援する。
 - エ 融合が生み出す諸問題に対処するための情報流通ルールの確立等を通じて、利用環境を整備する。
 - オ コンテンツの制作や提供を行う事業者の事業環境を整備する。

(参考)その後の関係施策

- 「電気通信役務利用放送法」の制定〔平成13年〕
- 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の制定〔平成13年〕

VI 主要国の法制と動向

1 米国の通信・放送法制とその動向①

- 米国通信法に基づき、電気通信、放送、ケーブルサービスなどサービス類型別に規制を実施。
- ただし、連邦(FCC)の権限は州際通信や無線局免許等に限られ、州内通信・ケーブルテレビは各州・市町村の権限。
- 1996年の大改正後、通信・放送法制の枠組みの大きな変更はないが、近年、地域電話会社とCATV事業者との競争やインターネット中立性の観点から、制度改正の議論がなされている。

【1934年通信法の構成】

(1996年通信法による改正後の1934年通信法)

第I編 総則

第II編 電気通信事業者 《電気通信》

- ・電気通信事業の参入規制
- ・ベル系地域通信事業者(RBOC)への特別規定 等

第III編 無線に関する規定 《電気通信・放送》

- ・無線通信(放送・衛星放送を含む)の参入規制 等

第IV編 司法手続き及び 行政手続きに関する規定

第V編 罰則—課徴金

第VI編 ケーブル通信 《ケーブルサービス》

- ・ケーブルサービスの参入規制
- ・電気通信事業者による映像配信サービスの提供
(オープン・ビデオ・システム) 等

第VII編 雑則

【1996年電気通信法の改正概要】

- 通信とCATVの相互参入
 - ・地域電話会社のCATVの参入、CATVの地域電話事業への参入を解禁
- 長距離と地域の相互参入
 - ・長距離→地域の参入を解禁
 - ・旧ベル系地域事業者→長距離の参入は一定の条件を満たしている場合に解禁
- 接続ルールの整備
 - ・全事業者に他事業者との相互接続義務
 - ・既存地域事業者に無差別相互接続義務、アンバンドル・コロケーション義務 等
- 放送局の集中排除規則の緩和
- わいせつ・暴力番組等の規制強化 等
 - ・コンピュータネットでの未成年へのわいせつ情報配信を処罰
 - ・わいせつ・暴力番組の格付け・識別を第3者機関で検討
 - ・テレビ受像器にわいせつ・暴力番組ブロック機能(Vチップ)を義務付け 等

※ インターネット上の違法・有害情報に対する規制法にあつては、連邦最高裁判所等において審議され、違憲判決を下されたものもある。

1 米国の通信・放送法制とその動向②

【96年通信法改正後の主な動向】

- 1998 「**デジタル・ミレニアム著作権法**」(DMCA)制定
WIPO条約に基づき、著作物へのアクセスを制御する技術的手段の保護を規定。
- 1999 「**児童インターネット保護法**」(CIPA)制定
政府からの補助金適用の条件として、学校及び図書館において、児童に有害な情報にアクセスできないよう必要な技術的措置を講じることを求める旨を規定。
- 2001 「**パトリオット法**」制定
テロ容疑者の電子メール送信についてISPから記録を求める召喚状取得を法執行機関に認める等を規定。
- 2002 「**サイバーセキュリティ研究開発法**」制定
サイバー・セキュリティ研究開発を支援。
- 2003 「**CAN-SPAM法**」制定
メールヘッダの改ざん、詐欺的な内容、適切なラベルを付けない性的な内容のメール送信の取り締まりを規定。
- 2004 **移動体端末へのスパム・メール規制**
FCCは、CAN-SPAM法の一環で、移動体端末への商用利用を目的とした未承諾メールの送信を禁止。
- 2006 「**放送品位維持法**」制定
テレビ・ラジオにおいて品位に問題のある内容やわいせつな内容の番組を放送した放送事業者に対する罰金の引上げ。

【融合・連携への対応動向】

- DSL、ケーブルインターネット接続サービスの位置づけ**
新サービスの位置づけについて議論。ケーブルインターネット接続については訴訟に発展。

2005 **DSLサービス等に係る整理**

FCCは、DSLサービスを含む有線ブロードバンドアクセスサービスを「**情報サービス**」と位置づけ、提供事業者は公衆電気通信事業者¹に科される料金規制・接続規制の対象外と決定。

2002-2005 **ケーブルインターネット接続サービスに係る整理**

FCCは、2002年にケーブルモデムによるインターネット接続は**ケーブルサービス**と異なり州際**の「情報サービス」**と決定。これに対し訴訟提起されたが、2005年に連邦最高裁はFCCを支持。

■**地域電話会社が提供するIPTVとケーブルサービスの関係**

通信事業者が提供するIPTVサービスのケーブルフランチャイズに関して、市町村単位の取得を求められていることから議論。一部の州では、フランチャイズ免許の州内一元化の対応。

2005 **テキサス州でケーブルフランチャイズの規制緩和**

テキサス州議会において、市町村など自治体ごとに付与していたフランチャイズ免許に代わり、州内一本のフランチャイズ免許を決定。

2005 **ベライゾンがケーブルテレビ事業に参入**

地域電話会社のベライゾンは、テキサス州において、「FiOS TV」(テレビ番組配信サービス)を開始し、ケーブルテレビ事業に参入。

■「**インフラただ乗り論**」「**ネットワークの中立性**」に係る議論

- 映像配信等のブロードバンド配信によるインターネット利用の急増に対して、**通信事業者は、サービス品質維持、技術革新に対する投資回収の観点から追加料金を求める旨主張(インフラただ乗り論)**。
- 一方、**グーグルやヤフーなどのネット配信事業者は反発し、「通信事業者が高い料金を支払うプロバイダを優遇する可能性があり、ネットの中立性が損なわれる。」との主張を展開。**

1 米国の通信・放送法制とその動向③

○本年6月8日、米国議会下院において連邦通信法改正法案(Communication Opportunity, Promotion and Enhancement Act of 2006: COPE法案)が賛成多数で可決。(上院においても同法案が6月28日に担当委員会で修正の上可決。)

1 経緯

- 地域電話会社が光ファイバ投資を進め、IPTVサービスを展開するなかで、ケーブルフランチャイズ取得手続きが煩雑(市町村単位での取得)。
- 設備ベースのインターネットサービス事業者が、コンテンツプロバイダや広帯域を占有する利用者に対しネットワーク整備費用を負担させるために付加料金制度を導入する計画。これに対しプロバイダ側は「ネットの中立性確保」を主張し対立。

連邦通信法見直しの動きが活発化。下院・上院それぞれにおいて、ケーブルフランチャイズ制度の見直し、ネットワーク中立性確保を含む連邦通信法の包括的見直し法案が提出、審議。下院では法案が可決(COPE法案)。

2 COPE法案の概要

項目	改正内容
ケーブルフランチャイズの見直し	現在各市町村に与えられているケーブルフランチャイズの権限をFCCに移行
ネットワークの中立性	2005年9月にFCCが策定した「ブロードバンドに関する政策文書※」を執行する権限をFCCに付与(ただし規制を制定する権限はなし) ※「自由にコンテンツにアクセスできる権利」「自由にアプリケーションなどを享受できる権利」「ネットワークに害を与えない限り自由に端末を接続できる権利」「サービスプロバイダ間の競争の利益を享受できる権利」の4原則を提示。
その他	・VoIPへの緊急通報サービス(E911)の提供義務づけ ・ブロードバンドサービス提供事業者の抱き合わせ販売禁止 等

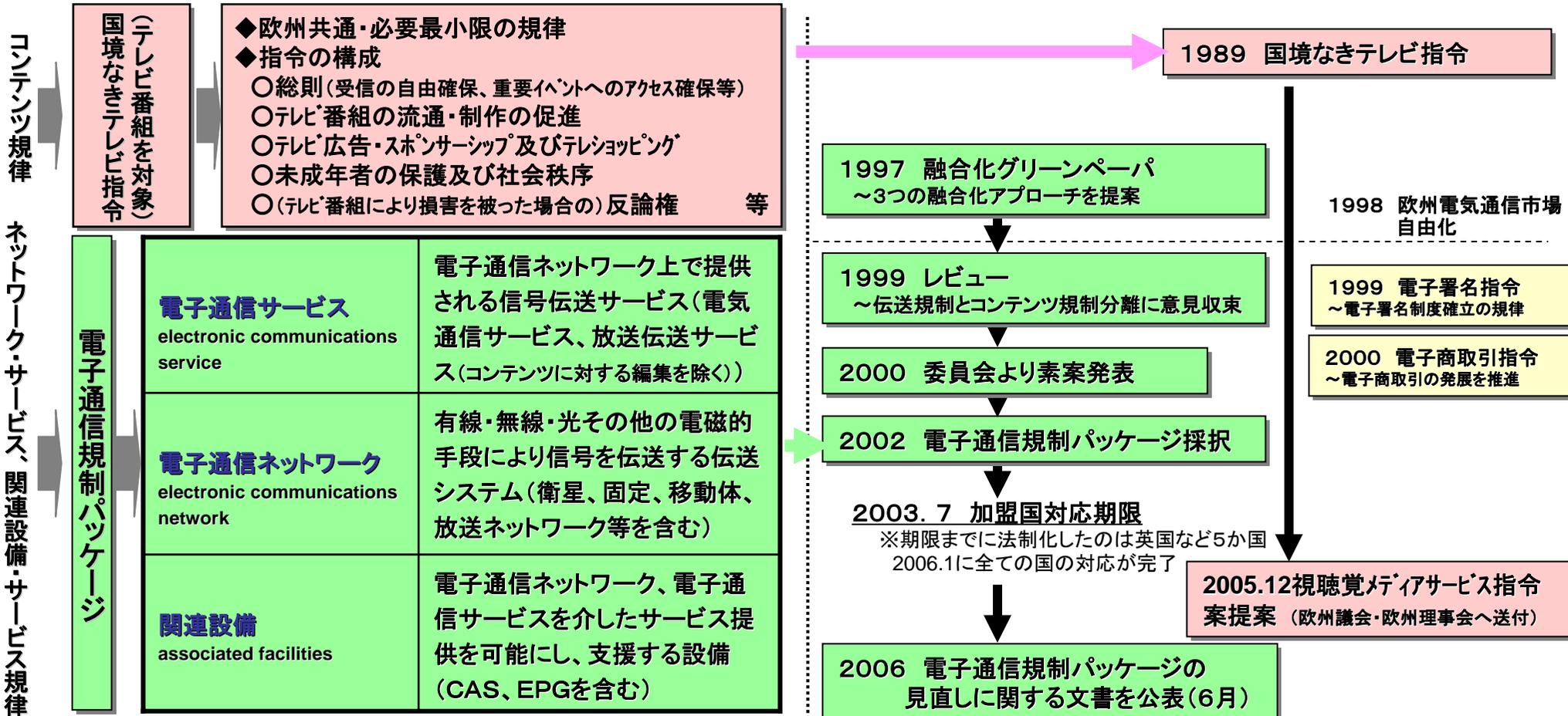
※COPE法案の審議において、事業者に対して、競争事業者や低所得消費者に対するアクセス制限・高額料金賦課といった不公平な取扱いを禁止する内容の修正が提案されたが、反対多数により否決。また、ネットワークの中立性に係る争議の裁定を行う権限をFCCに付与するという提案がなされ、賛成多数で可決。

2 EEUの通信・放送法制とその動向①

- EUでは、欧州単一市場の形成等の観点から、ネットワーク、コンテンツについて規制の基本的枠組みとして、「電子通信規制パッケージ」「国境なきテレビ指令」を制定。これに基づき、各国が国内法制化※。
- EU指令「電子通信分野における規制枠組み」において、「電子通信ネットワーク(サービス)」の概念を新たに導入。
- コンテンツ規律に関し、「国境なきテレビ指令」を見直す「視聴覚メディアサービス指令案」を検討中。

【通信・放送法制の基本枠組み】

【通信・放送法制を巡る動向】



※EU加盟国は、○電子通信ネットワーク・サービス、関連設備・サービス規律については、「電子通信規制パッケージ」を国内法制化。

○コンテンツ規律は、「国境なきテレビ指令」の規律を確保しつつ、各国で詳細・厳格な規定を定める裁量が認められている。

2 EUの通信・放送法制とその動向②

【電子通信規制パッケージの内容】

電子通信規制パッケージは6つの指令と1つの決定により構成される。その概要は以下のとおり。

枠組み指令	電子通信ネットワーク及びサービス等に関する欧州域内で調和の取れた規制枠組み確立のための基本原則(市場分析の実施等)や、規格・仕様等の標準化、デジタル双方向テレビ放送サービスの相互運用性等について規定。
アクセス指令	電子通信ネットワークへのアクセスや相互接続規制、CASの条件等について規定
認可指令	事業参入資格の一般認可制、それにより付与される権利・条件等について規定
ユニバーサルサービス指令	小売料金規制、ユニバーサルサービスの範囲・費用算定、番号ポータビリティ、(テレビ・ラジオ放送の)マストキャリア等について規定
プライバシー保護指令	事業者のセキュリティ確保の責務、SPAM対策、個人情報の取扱等について規定
競争指令	電子通信ネットワーク及びサービスの提供に伴う特別な権利(例:電子通信サービスの独占権付与)の廃止等について規定
無線周波数決定	欧州委員会による欧州域内の周波数政策の調整、周波数の効率的な使用の確保等について規定

※このほか、市場分析の関連規制として、「SMPガイドライン」(市場分析の方法、SMPの判定基準等について規定)、「関連市場勧告」(市場分析の対象とする18の市場を定義)がある。

【電子通信規制パッケージの見直し】

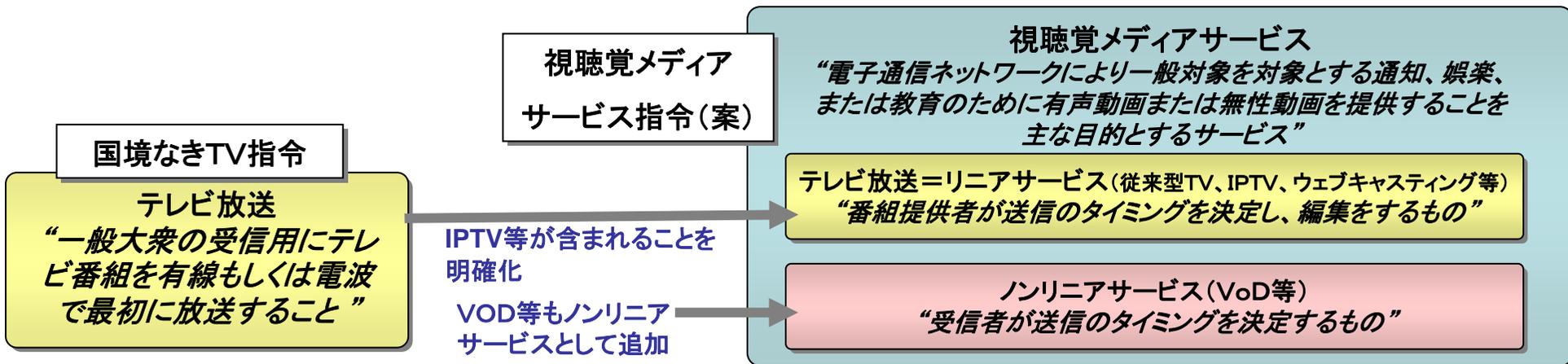
○欧州委員会は、本年6月末に、「電子通信規制枠組みの見直しに関する文書」を公表し、パブリックコメントを開始

○主な見直し内容は以下のとおり。

- ・周波数政策に関して、①技術及びサービス中立性の確保、②特定周波数に対する二次取引制度の導入、③欧州レベルの調整機構の確立 等を検討
- ・(事前規制対象とするかどうかの判断基準となる)市場分析に関して手続きを簡素化するとともに、欧州委員会の権限強化を検討
- ・電子通信サービス規制について、①固定電話アクセスを除く小売市場の対象からの除外、②アンバンドル・ローカル・ループ市場がメタル回線に限られない(光ファイバ回線を含む)ことの明確化 等を検討

2 EUの通信・放送法制とその動向③

○EUでは、域内単一コンテンツ市場の確立に向け、近年の融合現象の進展に対応して、放送コンテンツに関する現行の「国境なきテレビ指令」を見直す「視聴覚メディアサービス指令案」を検討中。(昨年12月に委員会提案を理事会及び議会に付託。)



視聴覚メディアサービスの類型		メディアサービス提供者に対する規律内容
ノンリニアサービス	メディアサービス提供者が選択した内容に基づいてユーザーが特定の番組がいつ放送されるかを決定する視聴覚メディアサービス	サービス提供者の身元証明、青少年の保護、性別・人種等による差別増長の禁止、欧州製作品へのアクセス促進、一部(タバコ等)広告規制 等 (上記に加え)重要イベントへのアクセス、欧州製番組比率規制、広告規制、ポルノ・暴力番組規制、反論権 等
テレビ放送 (リニアサービス)	メディアサービス提供者が特定の番組をいつ放送するかを決定し、番組のスケジュールを立てるリニア視聴覚サービス	

※ 母国法主義により、サービス提供が複数の加盟国にわたる場合でも、サービス提供者の設立国の規律(本指令を国内法制化したもの)のみが適用される。

(参考)改定の目的(同指令案説明文より抜粋)

「改定の目的は、プラットフォーム中立の方法で、視聴覚メディアサービス向けのルールを明らかにすることである。プラットフォーム中立とは、同じ基本的ルールが、同種のサービスに適用されることをいう。一連の適用可能なルールは、配信プラットフォームに依存するのではなく、サービスの性質に従うものとする。将来の規制は、IPTV、ストリーミングまたはウェブキャストを含むリニア視聴覚サービスすなわち「放送」を一方に置き、ビデオオンデマンドサービスなどのノンリニアサービスを他方に置き、その間を区別することになる。」(仮訳)

● Short explanation of the proposal

The aim of the revision is to define rules for audiovisual media services in a platform neutral way, which would mean that the same basic rules apply to the same kind of services. The set of applicable rules shall no longer depend on the delivery platform but on the nature of a service. **The future regulation will distinguish between linear audiovisual services or “broadcasting”, including IPTV, streaming or web-casting on one side, and non-linear services, such as “video-on-demand” services, on the other side.**

(参考) EU主要国内における対応動向

英国 

通信: 49年無線電信法、84年電気通信法、03年通信法 / 放送: 90年放送法、96年放送法、03年通信法

2003年通信法

○Of tel(電気通信庁)、ITC(独立テレビジョン委員会)、BSC(放送基準委員会)、Rau(ラジオ庁)、RA(電波庁)の5つの機関を統合し、Ofcom(通信庁)を設立

など

仏国 

通信: 52年郵便・電気通信法典(第Ⅱ部) / 放送: 86年放送法※1

2004年電子通信・視聴覚サービス法

○視聴覚通信の定義を「公衆に対する提供の方法がいかなるものであれ、公衆向けのラジオあるいはテレビ・サービスを提供する全ての通信」と定義

○電波を利用しないテレビ・ラジオサービスに対して届出義務を課す

2004年デジタル経済法

○公衆向けオンライン通信、電子商取引、情報セキュリティ等に関する規律を制定

など

独 国 

通信: 04年電気通信法 / 放送: 放送に関する州間協定、州法※2

1997年マルチメディア法及びメディアサービスに関する州際協定

○「電気通信」「放送」に加え、「テレサービス」「メディアサービス」をカテゴリーとして設け、インターネットホームページ等も規制対象に(テレサービスは連邦の権限、メディアサービスは州の権限。コンテンツの世論形成の度合いに応じて「テレサービス」「メディアサービス」「放送」に区分される。)

※連邦政府と州政府の共同作業で、「テレサービス」と「メディアサービス」を連邦法「テレメディア法」に統合、プロバイダの表示や責任に係る規律の一元化を検討し、法案を閣議決定(6月14日)

など

3 韓国の通信・放送法制とその動向

○最近の動向としては、2000年に「移動マルチメディア放送」「データ放送」導入のための規定整備を行ったほか、近年融合サービスの取扱いについて検討を進めているところ。

【通信・放送法制の基本的枠組み】

電気通信基本法

《電気通信》

- ・電気通信技術の振興などの技術基準に関するMICの権限
 - ・電気通信網の運用
- 等

電気通信事業法

《電気通信》

- ・電気通信事業者のための免許基準及び報告手続
 - ・電気通信事業者間の競争の促進
 - ・電気通信設備の設置及び保全
 - ・不法通信(わいせつ、誹謗など)の禁止
 - ・情報通信倫理委員会
- 等

電波法

《電気通信、放送》

- ・電波資源の確保、分配、割当
 - ・無線局(放送局を含む)の免許、運用等
 - ・周波数基本計画の策定
 - ・電波利用料の課金及び徴収
- 等

放送法

《放送》

- ・放送事業者の事業規律、事業運営
 - ・放送委員会、韓国放送公社
 - ・国内番組規制、視聴者の権益保護、放送発展支援
- 等

【最近の動向】

- 2000 「2000年放送法」制定
- ・地上放送、衛星放送、ケーブルテレビを包括的に網羅
 - ・携帯電話等向けの「移動マルチメディア放送」とデータ放送を規定
 - ・ケーブル事業・衛星放送への出資規制の緩和

- 2002 「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」の改正
- ・迷惑メール対策の本格化
 - ・規制対象メディアの拡大
 - ・児童対策の強化
 - ・ISPの権利を強化
- 等

【融合・連携への対応動向】

■IPTVをはじめとする「融合型サービス」の規律の在り方について、情報通信部・放送委員会がそれぞれ法案を作成。

○情報通信部

融合サービスを対象とした「広帯域融合サービス事業法(案)」の早期立法化を推進。

○放送委員会

「通信網利用放送サービス導入方案」を作成。IPTVなどの融合サービスについて「放送」と定義づけ、放送法上の規制を課す方向で検討。

■2006年7月に「放送・通信融合推進委員会」が発足。民間委員14名と政府部処6名の計20名で構成。(委員長 アンムソク高麗大学副学長)。委員会では、情報通信部・放送委員会の関係など関係政府機関の再編問題のほか、IPTV問題、デジタル放送とデジタルコンテンツ活性化対策等について優先的に論議。

参考資料 主要国の通信・放送法制比較

- 1 放送の定義
- 2 放送における規律の概要
- 3 放送事業の参入規制
- 4 放送番組に関する規律(テレビ放送)
- 5 通信の定義
- 6 通信における規律の概要
- 7 ユニバーサルサービス制度について
- 8 ネット映像配信に対する放送規律の適用(閉域網)
- 9 プラットフォームに対する規律

1 放送の定義

米 国	E U	英 国	仏 国	独 国	韓 国
<p>◆放送・ケーブルについては、伝送路ごとにサービスを定義。 ◆特定加入者向けサービスは、公衆向けサービスではないが、特定の衛星放送・ケーブルについては、通信事業とは別のサービス類型として規律。 ◆IPTV※については、放送該当性ではなく、ケーブル規制の在り方の問題として議論。</p>	<p>◆伝送路から独立し、公衆受信、番組編成に着目して一元的に定義。 ◆特定加入者向けサービスであっても、公衆向けサービスとなる。 ◆IPTV※がテレビ放送に含まれることを明確にすること等の指令の改正を検討中。</p>	<p>◆伝送路から独立し、公衆受信、テレビジョン番組に着目して一元的に定義。 ◆特定加入者向けサービスであっても、公衆向けサービスとなる。 ◆IPTV※は、解釈上テレビ放送に含まれるとしている。</p>	<p>◆伝送路から独立し、公衆同時受信、番組編成に着目して一元的に定義。 ◆特定加入者向けサービスであっても、公衆向けサービスとなる。 ◆IPTV※は、解釈上テレビ放送に含まれるとしている。</p>	<p>◆伝送路から独立し、公共に資することを目的としたあらゆる画像の放映・配信として一元的に定義。 ◆特定加入者向けサービスであっても、放送に該当する。 ◆IPTV※の放送該当性については検討中。</p>	<p>◆伝送路から独立し、公衆送信、番組編成に着目して一元的に定義。 ◆特定加入者向けサービスであっても、放送に該当する。 ◆IPTV※については、放送委員会は放送に含まれると解釈。情報通信部が異論を唱え、調整中。「放送・通信融合推進委員会」でも検討中。</p>
<p>法律: 通信法</p> <p>○放送 直接に又は中継局を経由して、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信。 【通信法3条】</p> <p>ODBS(Direct Broadcast Satellite: 加入衛星放送) サービス事業者が暗号化技術を用いて特定の加入者へ番組配信するものは、は、“broadcast”(放送)でもない、“common carrier”(通信事業者)でもない、「1対多」のsubscriptionサービスである。 【FCC Report and Order】</p> <p>○ケーブルサービス ビデオ番組又はその他の番組サービスの加入者への片方向伝送。又は、当該ビデオ番組若しくはその他の番組サービスを選択若しくは利用するために必要な加入者の相互動作があれば、当該相互動作。 【通信法602条】</p>	<p>指令: 国境なきテレビ指令</p> <p>○テレビジョン放送 テレビ放送とは、暗号化形式であると否とを問わず、一般大衆の受信用にテレビ番組を有線若しくは電波(衛星を含む)で最初に放送すること。…以下略 【国境なきテレビ指令1条a項(電子通信規制パッケージでは、定義なし)】 ※国境なきテレビ指令は、現在、改正案をEU理事会・欧州議会で検討中。</p> <p>○視聴覚メディアサービス その主な目的が電子通信ネットワークにより一般大衆を対象とする通知、娯楽又は教育のために有声動画もしくは無声動画を提供することである～サービスをいう(VODを含む)。</p> <p>○テレビ放送 メディアサービスプロバイダが特定の番組をいつ放送するかを決定し、番組のスケジュールを立てるリニア視聴覚サービスをいう。 【視聴覚メディアサービス指令案1条】</p>	<p>法律: 90年放送法</p> <p>○テレビ放送サービス 連合王国内のあらゆる場所における一般的受信を目的とするテレビ番組放送に含まれるサービスを指す。 【90年放送法2条(5)】</p> <p>○テレビ番組放送サービス ①(デジタル方式又はアナログ方式により)放送されることを目的として提供されるテレビジョン番組のサービスから構成されるサービス。 ②公衆が受信可能なように提供されるサービス。 ③一部のサービス(制限的テレビジョン・サービス、マルチプレックス・サービス等)は含まれない。 【03年通信法362条】</p>	<p>法律: 視聴覚コミュニケーション法</p> <p>○視聴覚コミュニケーション 公衆に対する提供の方法がいかなるものであれ、公衆向けのラジオあるいはテレビ・サービスを提供する全ての通信と、ラジオとテレビ・サービス以外でデジタル経済における信頼性に関する公衆向けオンライン通信には属さないサービスの、電子的手段による公衆向け通信の全て 公衆全体又は様々なカテゴリーの公衆により同時に受信されることを目的とし、その主たる番組が画像と音声からなる秩序立った連続により構成された、電子的手段による公衆向け通信サービスのすべては、テレビ・サービスとみなされる。 【視聴覚コミュニケーション法2条】</p>	<p>法律: 放送に関する州際協定(放送は憲法により州の権限)</p> <p>○放送 公衆に向けた、接続線なし又は導線に沿って若しくは導線を介して、電磁気の振動を利用した言葉、音声及び画像における全ての手法による上演の特定された実施及び伝播である。この定義には、暗号化され伝播される上演又は特別の料金に対して受信可能な上演を含める。 【放送に関する州際協定2条】</p> <p>※通信・放送の中間サービスとして、テレサービス、メディアサービスがある。</p>	<p>法律: 放送法</p> <p>○放送 放送番組を企画・編成又は制作し、これを公衆に電気通信設備により送信するものをいう。</p> <p>○テレビジョン放送 停止又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声・音響等からなる放送番組を送信する放送。 【放送法2条1項】</p>

※ IPTVについては、「8 ネット映像配信に対する放送規律の適用(閉域網)」リニアの項を参照。

2 放送における規律の概要

	米 国	英 国	仏 国	独 国	韓 国
放送を規律する根拠法	34年通信法 96年通信法	90年放送法、96年放送法、 03年通信法	視聴覚コミュニケーション法	放送に関する州間協定、 各州の放送法、04年電気 通信法	電波法、放送法
参入規制	<ul style="list-style-type: none"> ・FCC(※1)の無線局免許 (無線系)(※2) ・市、郡等によるフラン チャイズ付与(有線 系)(※3) <p>[ハードソフト一致]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Ofcom(※1)の電子通 信ネットワークの一般 認可 ・Ofcomのマルチプレッ クスサービス(※4)の免 許 ・Ofcomの番組サービ スの免許 	<ul style="list-style-type: none"> ・CSA(※1)の電子通信 ネットワークの届出 ・CSAのマルチプレッ クスサービスの許可 ・CSAの番組サービス の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦ネットワーク庁に 対する電子通信ネット ワーク事業者の届出、 同庁による周波数配 分 ・州メディア庁の放送 サービス免許 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信部長官の無 線局免許(無線系) ・情報通信部長官の放 送局許可(有線系) <p>[ハードソフトの 一部分離も可能]</p>
外資規制	あり(無線)	なし	あり(地上)	なし (出資状況及び変更に ついて報告義務有)	あり
有料放送に 対する料金規制	<ul style="list-style-type: none"> ・市、郡等による規制 (FCCが有効な競争下 にないとした時) 	なし	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・放送委員会の承認
番組規律	<ul style="list-style-type: none"> ・通信法のほか、FCC 規則により個別に規 律 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信法のほか、Ofcom の番組基準、免許の 条件により個別に規 律 	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚コミュニケー ション法のほか、政令、 個別協定等により個 別に規律 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送に関する州間協 定、州法等により個別 に規律 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送法令のほか、放 送委員会が個別に規 律

※1 FCCとは連邦通信委員会(Federal Communications Commission)を、Ofcomとは通信庁(Office of Communications)を、CSAとは視聴覚高等評議会(Le Conseil superieur de l'audiovisuel)をいう。

※2 暗号化技術を用いて特定の加入者に配信するようなDBS(Direct Broadcast Satellite)サービスはsubscriptionサービスとされコンテンツ規制等の対象とされる。

※3 地域電話会社によるオープンビデオシステムサービス(電話回線でのビデオ番組提供サービス)はFCCの許可。

※4 2以上のデジタル用の番組サービス等から成るサービスをいう。

3 放送事業の参入規制

		米 国	E U		韓 国		
		一 致	分 離	英 国 分 離 ※地デジにマルチプレックス	仏 国 分 離 ※地デジにマルチプレックス	独 国 分 離	一 致 ※一部分離も可。
ハード・ソフトの参入手続の別		一致	分離	分離	分離	分離	一致
参入手続	ハード	○地上放送:FCCによる無線局免許【通信法 § 308】 ○衛星放送:同上	○電子通信ネットワーク及び電子通信サービスの提供:一般認可(届出)【認可指令 § 3】	○電子通信ネットワーク及び電子通信サービスの提供:Ofcomへの届出【03年法 § 33】	○電子通信ネットワークの設置及び運用並びに電子通信サービスの提供:ARCEPへの届出【郵便・電子通信法典 § I 33-1IV】	○電子通信ネットワーク及び電子通信サービスの提供:BNetzAへの届出【電気通信法 § 6】 ○周波数割当【電気通信法 § 55(10)】	○地上波放送放送委員会の推薦を受けて電波法の定める情報通信部長官の放送局許可【放送法 § 9】 ○衛星放送:同上
	ソフト	○ケーブル: ・フランチャイズ付与当局によるフランチャイズ免許【通信法 § 621】 ・FCCによる承認(地域電話会社のOVS(電話回線でのビデオ番組提供))【通信法 § 653】	○コンテンツ規制及び視聴覚政策に関する一般の利益の目的を追求するため、EUレベル、各国レベルでの措置を妨げるものではない【枠組指令 § 1】	○地上放送 ・BBC:国王の特許状 ・ch3・4・5: Ofcomの免許【90年法 § 14、03年法 § 214等】 ・デジタル: Ofcomの免許【96年法 § 18】 ・マルチプレックス: Ofcomの免許【96年法 § 7】 ○衛星放送: TLCSの免許【03年法 § 235】 ○ケーブル: 同上	○地上放送 ・サービス編集者: CSAによる電波資源の利用の許可。【視聴覚法 § 30等】 ・商業放送におけるプラットフォーム事業者 ※: CSAへの届出【視聴覚法 § 30-2】 ・マルチプレックス ※: CSAへの届出【視聴覚法 § 30-2】 ○衛星放送: CSAとの個別協定【視聴覚法 § 33-1】 ○ケーブル: 同上	○公共放送: 使用可能な伝送キャパシティの保障【州 § 4】 ○民間放送: 州間協定においては州法に基づく許可が必要【州間協定 § 20】 →州メディア庁の免許【州法 § 24】 ※州法はベルリン・ブランデンブルグ州法の例(以下同)	○ケーブル: 放送委員会の推薦を受けて情報通信部長官の放送局許可【放送法 § 9】 <参考> ○伝送網事業(有線放送のハード): 情報通信部長官への登録【放送法 § 9】 ○放送チャンネル使用事業(地上波、衛星、有線放送とチャンネル使用契約を締結して行う事業): 放送委員会への登録【放送法 § 9】 ○外国衛星のチャンネル使用: 放送委員会の承認【放送法 § 9】
周波数割当	割当元	○FCC	○B. 無線周波数の利用権に付加される条件 1. 必要な場合には特定のコンテンツ又は特定の視聴覚サービスを伝送するための周波数の排他的利用権を含む、周波数の利用権が付与されるサービス又はネットワーク若しくは技術の種類【認可指令 § 6.1】	○Ofcom	○CSA	○BNetzA	○情報通信部長官
	割当先	ハード ソフト	○無線局の免許人	○電子通信ネットワーク運営者	○マルチプレックス事業者(地上デジタル) ○サービス編集者(地上アナログ)	○電子通信ネットワーク運営者	○無線局の免許人

※ 有料放送のプラットフォーム事業者とは、番組編集者の提供する番組をとりまとめ提供し、視聴者から代金徴収、EPG提供等を行う事業者のこと。

4 放送番組に関する規律(テレビ放送)①

		米 国	E U	英 国	仏 国	独 国	韓 国
規律の構造		・通信法、FCC規則により規律。	・国境なきテレビ指令によりEU域内におけるものを共通的に規律。	・通信法の準則のほか、Ofcomの番組基準、事業者への免許の条件等により規律。	・法律の準則のほか、CSAと事業者との協約等により規律。	・放送州間協定、州法の準則、個別規定等により規律。	・放送法令の準則、個別規定のほか、放送委員会の審議規程により規律。
放送番組に対する具体的規律の主なもの	公序良俗 青少年保護	<ul style="list-style-type: none"> ・Vチップ【法 § 551】 ・下品放送の時間制限(地)【規則 § 73.3999】 ・子ども番組放送義務(地)【規則 § 73.671】 ・猥褻放送禁止【法 § 639等】 	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者の発展阻害おそれ番組の警告、表示【 § 22】 ・未成年者発展阻害番組が含まれないようにする措置【 § 22】 ・人種、性別、宗教又は国籍による差別助長内容がふくまれないようにする措置【 § 22a】 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年に適さないおそれ番組の警告、表示【番組基準1.7】 ・青少年に適さない番組の時間制限【基準1.4】 ・学校番組の放送義務(ch4)【法 § 296】 	<ul style="list-style-type: none"> ・レイティング、青少年に適さない番組の警告【法 § 15、協約等】 ・青少年に適さない番組の時間制限(地上)【協約等】 ・青少年番組放送義務(地上)【協約等】 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送に関する青少年保護【州間協定 § 4】 ・許可されない番組内容【青少年メディア保護に関する州間協定第4条】 ・青少年保護法により番組のレイティングを実施【青少年保護法第18条】 	<ul style="list-style-type: none"> ・レイティング、青少年保護の放送中表示【法 § 33】 ・報道、教育、娯楽番組の一定比率包含【法 § 69】
	政治的公平	<ul style="list-style-type: none"> ・候補者への同等機会の提供【法 § 315】 	・なし	<ul style="list-style-type: none"> ・政治上の論争等に対する事業者の見解除外【法 § 320】 ・政府による特定事項の放送差し控えの求め【法 § 336】 	<ul style="list-style-type: none"> ・与野党放送時間の適正割合の維持【慣習】 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙中の政党への適切な放送時間の割当【州間協定 § 42(2)】【州法 § 59(2)】 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送を含む言論機関に対する、政策・政見討論等の公正な放送・報道義務【公職選挙法 § 8】 ・選挙放送の公正性確保のための選挙放送審議委員会設置【公職選挙法 § 9】
	事実・真実	<ul style="list-style-type: none"> ・やらせの禁止(地)【法 § 508】 ・論争に関して人格的攻撃があった場合の反論機会の提供(地)【規則 § 73.1910】 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ番組により被害を被った場合の反論権の確保【 § 23】 	<ul style="list-style-type: none"> ・報道、時事番組への時間割当(公衆放送)【法 § 279】 	<ul style="list-style-type: none"> ・報道番組へのプロジャーナリストの起用義務【協約】 	<ul style="list-style-type: none"> ・報道と解説の区分の明確化【州間協定 § 10】【州法 § 47(2)】 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送番組の編成における事実性の適合留意義務【法 § 69】
	広告	<ul style="list-style-type: none"> ・スポンサーの明示【法 § 317等】 ・タバコ等広告禁止(地)【規則 § 73.4055】 ・子ども番組での広告量制限【規則 § 73.670】 	<ul style="list-style-type: none"> ・番組と広告の分離【 § 10】 ・タバコ等広告禁止【 § 14】 ・広告量、時間等の制限【 § 11】 	<ul style="list-style-type: none"> ・番組と広告の分離【基準10.12】 ・タバコ等広告禁止【ASA基準(未確認)】 ・広告量、時間等の制限【ASA基準(未確認)】 	<ul style="list-style-type: none"> ・番組と広告の分離【法 § 43】 ・タバコ等広告禁止【法 § 14】 ・広告量、時間等の制限【協約】 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告の識別【協定 § 7】【州法 § 49】 ・タバコ企業のスポンサー禁止【協定 § 8(4)】【州法 § 50(4)】 ・広告量、時間等の制限【州間協定 § 7等】【州法 § 51等】 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送委員会の事前審議【法 § 32】 ・広告代理店の制限(地上)【法 § 73】 ・広告量、時間等の制限【法 § 73】
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・非商業番組へのチャンネル割当(衛、ケ)【法 § 611等】 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要イベントへのアクセス確保【 § 3a】 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要イベントの排他的放送の禁止【法 § 299】 ・政府声明への放送時間提供【法 § 336】 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要イベントの排他的放送の禁止【法 § 20-2】 ・政府声明への放送時間提供(国営放送)【法 § 54】 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要イベントの排他的放送の禁止【州間協定 § 5a】 ・公共等のための所管機関への放送時間提供【協定 § 59(1)】 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送委員会の事後審議【 § 32】

4 放送番組に関する規律(テレビ放送)②

	米 国	EU				韓 国
			英 国	仏 国	独 国	
地域性関係	(・地域の番組のリスト等の保存義務(地上)【FCC規則 § 73.3526、§ 73.3527】)	—	・ch3の番組は十分な時間が地域番組に割り当てられているとOfcomが認める状態とする(ch3)【03法 § 287】	・地域サービスの提供義務(ケーブル配信者)【視聴覚法 § 34-2】	・地域チャンネルの確保(ケ)【州間協定 § 25(4)、§ 31】【州法 § 32(2)③】	・地域チャンネルの運営義務(ケ)【放送法 § 70】
外部調達関係	・三大ネットワークの独占的影響力の排除のため1972年、「フィンシン・ルール」(三大ネットワークが外部制作会社の制作番組について所有権を確保することを禁止)を導入。(所期の目的を果たしたということで、1995年廃止。)	・放送時間又は番組予算の10%以上が独立系番組制作者による欧州製作品であること【 § 5】	・公衆放送、BBC、これらのデジタルの番組は25%以上が独立制作番組に割り当てられること【03法 § 277、309】【90法 § 16】【03法附則 § 12第1部】【90法 § 186】 ・公衆放送の番組はOfcomが適切な割合と認めるロンドン以外で制作され、異なる制作センターによる【03法 § 286、288】 ・デジタルプログラムサービスの番組の適切な部分が欧州製であり、10%以上が独立制作番組であること【96法 § 19(2)】	・独立した番組の制作に関する貢献額の割合は政令又は協約で規定するとし、政令で16%の2/3以上と規定【視聴覚法 § 27-3、§ 33】	(＜参考＞自社制作比率と外注制作比率は免許の選定の際に考慮する(地、衛)【州法 § 34(2)】)	・番組のうち大統領令で定める比率以上を外注製作放送番組とし、大統領令で定める一定比率以上を主視聴時間に編成すること【放送法 § 72】
自国番組関係	—	・番組の過半が欧州製作品であること【 § 4】	・番組の過半の欧州製作品の確保【03法 § 336】	・映画、作品の6割の欧州製作品、4割の仏製作品の確保【視聴覚法 § 27】 ・映画、視聴覚作品の放送権獲得のために行う貢献額の割合、独占の期間、長編映画の放送に対する時間帯(最大年間回数、時間帯)は政令又は協約で規定【視聴覚法 § 27-3、§ 33】 ・仏語の視聴覚作品の放送時間量、その放送権獲得のための売り上げ高の割合、その放送時間帯は協約で規定【視聴覚法 § 28、33】	・欧州製作品の主要時間帯の確保【州間協定 § 6】	・一定比率以上の国内作品、映画、アニメ等の確保【放送法 § 71】 ・一定比率以上の一外国映画等の禁止【放送法 § 71】

4 放送番組に関する規律(テレビ放送)③

		米 国	英 国	仏 国	独 国	韓 国
苦情処理、監視		(・明示的な規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> Ofcomは番組基準についての苦情申立の処理、解決のための手続を確立する義務を負う【2003通信法 § 325(2)】 Ofcomにコンテンツ評議会を設置し、Ofcomが決定できる範囲においてその任務を遂行する【2003通信法 § 13】(コンテンツ評議会はOfcomの苦情処理手続において、再々上訴の請求を受ける) 	<ul style="list-style-type: none"> CSAは、事後的に番組をモニターして遵守状況を監視し、政治的公平性については発言時間をカウント 代表的な職業組織等の団体は、CSAに、放送事業者の義務違反に対して行う催告手続を採ることを要求できる。【視聴覚法 § 42】 	<ul style="list-style-type: none"> 州メディア庁は放送実施者に対して、情報請求権及び調査権限を有する【州間協定 § 22】【州法 § 26, § 67】 民間放送に関する州メディア庁に対する不服申立権限【州法 § 67】 州メディア庁による法令遵守状況の監視【州法 § 69】 	<ul style="list-style-type: none"> 放送委員会に、放送の公平性、公共性を審議するため審議委員会を設置。【放送法 § 34】 視聴者不満等を効率的に遂行するため視聴者苦情処理委員会を設置。【放送法 § 35】 (・放送委員会は番組を事後審議(広告は事前審議)する。)
担保措置	措置内容 (地上放送を中心に記載)	<ul style="list-style-type: none"> 運用停止命令 免許取消(命令違反) 罰金 	<ul style="list-style-type: none"> 陳謝放送等の命令 免許短縮、免許取消、罰金(命令違反) 	<ul style="list-style-type: none"> 規制庁の意見の放送 規制庁の催告 許可短縮、許可取消、罰金(催告違反) 	<ul style="list-style-type: none"> 州メディア庁への免許返還、免許取消【州法 § 32】 州メディア庁による免許停止、放送禁止【州法 § 70】 罰金、自由刑【州法 § 71,72】 	<ul style="list-style-type: none"> 是正命令、視聴者への謝罪等命令 業務停止、許可取消(命令違反) 罰金(命令違反)
	最近の例	<ul style="list-style-type: none"> 2004年、スーパーボールのハーフタイムショーでジャネットジャクソンが胸部を露出した事件に関して、それを放送したCBSの20のテレビ局各局に、刑法及びFCC規則に定めるみだらな行為を行った罪に対して、各局2万7千5百ドル(合計55万ドル)の罰金を科すとした。 2004年、Fox系列各局が性的内容を含む番組を午後10時より前に放送したことに対し、7,000ドルの罰金。 2006年3月、過去に放送された番組のうち視聴者から苦情のあったものについて審査した結果として、わいせつ放送に罰金刑を科す一連のオーダーを発出した。 	<ul style="list-style-type: none"> 2001年、ch4が小児性愛を扱ったパロディ番組につき謝罪放送の命令。 2004年、ch4が特定の商品を強調するような放送を行ったことに対し5,000ポンドの罰金。 2005年、ブルームバーグテレビが選挙期間中に不公平な報道を行ったことに対し、Ofcomの声明を放送するよう指示。 	<ul style="list-style-type: none"> 1994年、TF1、F2、F3が政治的公平を欠いたため多元性確保の督促をしたが、従わなかったため、制裁措置をとろうとしたら是正された。 2003年、レイティングの格付けが不適切である等として、F2、Absat、multivisionが催告。 2004年、CSAは民族的憎悪をかき立てると考えられる番組を流し続けたアル・ナマールについて、協定を破棄し、放送停止の措置を行った。 		

※ 記載しているものは、準則的な規定以外ではない具体的な規律の主なもの。

5 通信の定義

米 国	E U	英 国	仏 国	独 国	韓 国
<p>○電気通信 :送受信される情報の形態または内容を変更することなく、利用者が選択した情報を利用者が指定した複数の地点間で伝送すること 【通信法3条43項】</p>	<p>○電子通信ネットワーク :伝送される情報の種類にかかわらず、有線によって、無線によって、光によって又はその他の電磁的手段によって信号を伝送できる伝送システム (テレビ・ラジオ放送のためのネットワーク、CATVネットワーク等を含む) 【枠組指令2条a項】</p>	<p>○電子通信ネットワーク :次の各号に掲げるものをいう。 ①電気エネルギー、磁気エネルギー又は電磁エネルギーを利用して、何らかの種類信号を伝達するための伝送システム ②そのシステムを提供する者が、そのシステムに関連して、信号の伝達のために使用する機器等(そのシステムに含まれる機器、その信号の交換又は経路指定に使用される機器、ソフトウェア及び保存データ。) 【03年通信法32条1項】</p>	<p>○電子通信ネットワーク :伝送及び放送の全体的な設備あるいはその組み合わせ全体 【郵便・電子通信法典L32条2項】</p>	<p>○電気通信 :電気通信設備により信号の送信、伝送、受信を行う技術的事象。 【ドイツ電気通信法3条22項】</p>	<p>○電気通信 :有線・無線・光線及びその他の電磁的方式により符号・文言・音響若しくは映像を送信又は受信すること 【電気通信基本法2条1項】</p>
<p>○電気通信サービス :利用される施設が何であるかにかかわらず、直接公衆に対し、又は直接公衆に効果的に利用させるような分類の利用者に対し、料金を課して電気通信を提供すること 【通信法3条46項】</p>					<p>○電気通信設備 :電気通信を行うための機械・器具・線路その他電気通信に必要な設備 【電気通信基本法2条2項】</p>
<p>○情報サービス :電気通信を介して情報を生成し、取得し、蓄積し、変換し、処理し、検索し、利用し又はその利用を可能とする能力の提供。 【通信法3条20項】</p> <p>※「情報サービス」に分類されると、相互接続、再販、ユニバーサルサービス基金への拠出等の公衆電気通信事業者に対する義務が係らない。例としては、FTTH、DSLサービス、ケーブル・モデムサービスがある。新規サービスの分類は、FCCが判断。</p> <p>※ただしFCCは情報サービスと判断した有線ブロードバンドアクセスサービス等についてユニバーサルサービス基金への拠出義務等を課することを決定。</p>	<p>○電子通信サービス :通常は有償で提供されるサービスであって、専ら又は主として電子通信ネットワーク上の信号を伝送すること (放送のためのネットワークにおける伝送サービスを含むが、伝送されるコンテンツの提供サービス及び編集制御サービスは除外) 【枠組指令2条c項】</p>	<p>○電子通信サービス :電子通信ネットワークによる信号の伝達に含まれるサービス又はそれを主要機能とするサービスをいう。ただし、そのサービスがコンテンツ・サービスである場合を除く。 【03年通信法32条2項】</p>	<p>○電子通信サービス :電子通信(電磁的な手段による符号、信号、文書、画像及び音声の送信・伝送・受信)の提供から構成されるサービス 【郵便・電子通信法典L32条6項】</p>	<p>○電気通信サービス :放送ネットワークでの伝送サービスを含む電気通信ネットワークにおける信号伝送を全てあるいは大部分として構成する、通常、料金を課して提供されるサービス。 【ドイツ電気通信法3条25項】</p>	

6 通信における規律の概要

		米 国	E U			韓 国
			英 国	仏 国	独 国	
参入・退出規制 外資規制	【参入・退出】 ・原則として認証が必要(ただし、規制の差控えあり)。 【外資】 ・外国事業者の米国市場参入に当たって審査基準あり。 ・外国事業者による無線局免許について、直接投資20%、間接投資25%規制。	【参入】 ・電子通信ネットワーク及びサービスの提供は原則一般認可(届出)制(無線周波数等の有限な資源については、個別の利用権を設定することが可能) 【外資】 なし	【外資】 なし	【外資】 なし	【外資】 なし	【参入】 ・基幹電気通信事業者:許可制 ・別定通信事業者:登録制 ・附加通信事業者:届出制 【外資】 ・基幹通信事業者について、49%の外資規制あり
	・原則として約款作成義務あり(ただし、規制の差控えあり)。	・固定電話サービスの小売市場において重大な市場支配力(SMP)を持つ事業者に対し、約款作成義務・プライスカップ規制等あり。 ・BTに対して規制	・FTに対して規制	・DTに対して規制	・基幹通信役務について、原則届出(支配的事業者は認可)。	
料金・約款規制	・FTCによる広告・表示規制等	・電気通信役務の提供条件明示義務 ・料金・サービス品質等に関する消費者への情報公開義務			・役務に関する利用者からの正当な意見・不満を直ちに処理する義務	
利用者保護	・全ての電気通信事業者に相互接続義務あり。 ・既存地域事業者にネットワーク要素への非差別的なアクセスをアンバンドル・ベースで電気通信事業者に提供する義務及びコロケーション義務あり。	固定・移動サービスの卸市場においてSMPを持つ事業者に対し、無差別の接続義務、コスト志向の接続料設定等の規制あり。			・基幹通信事業者のうち、不可欠設備を保有または売上高シェア50%以上の事業者に対し、アンバンドルベースの公正・合理的・非差別的な料金・条件での接続義務あり。	
		・固定:BT等に対して規制 ・移動:O2、ボーダフォン、オレンジ等に対して規制	・固定:FTに対して規制 ・移動:オレンジ、SFR等に対して規制	・固定:DTに対して規制 ・移動:Tモバイル、ボーダフォン等に対して規制		
非対称規制	・旧ベル系地域事業者の競争分野での活動において以下のような条件あり(ただし、一定の条件を満たせば義務が終了)。 ・分離関連会社によるサービス提供 ・分離関連会社との役員等の兼任禁止 ・分離関連会社と他事業者との間におけるサービス・設備・情報提供等に関する差別的取扱いの禁止 ・分離関連会社との共同マーケティングの制限	・固定電話サービスの小売市場においてSMPを持つ事業者に対し、市場参入の妨害や略奪的価格設定等の反競争的行為の禁止 ・卸市場においてSMPを持つ事業者に対し、上記接続規制の他、差別的取扱いの禁止等の規制あり。			・すべての電気通信事業者に対し、相互接続等における不当な差別、協定の不履行、情報流用、不当会計分類等を禁止	
		【固定電話小売市場】 ・BT等に対して規制 【卸市場】 ・固定、ブロードバンド:BT等に対して規制 ・移動:O2、ボーダフォン、オレンジ等に対して規制	【固定電話小売市場】 ・FTに対して規制 【卸市場】 ・固定、ブロードバンド:FTに対して規制 ・移動:オレンジ、SFR等に対して規制	【固定電話小売市場】 ・DTに対して規制 【卸市場】 ・固定、ブロードバンド:DTに対して規制 ・移動:Tモバイル、ボーダフォン等に対して規制		

7 ユニバーサルサービス制度

	米 国	仏 国(注1)	伊 国(注1)	韓 国
制度創設	1996年	1996年	1997年	2000年
ユニバーサルサービスの定義	良質なサービスが公正、妥当かつ低廉な料金で利用可能 全国全ての地域の消費者が都市地域と合理的に同等の電気通信・情報サービスに合理的に同等の料金でアクセスできること	利用可能な料金で一定の品質を有する電話サービスの公衆への提供	一定の品質で、その所在地に関わらず、社会的に特別の条件も考慮の上、全ての顧客が利用可能な最低限の要素として定義されたサービス	すべての利用者がいつでもどこでも適正な料金で提供を受けることができる基本的な電気通信役務
補填を受ける事業者(固定電話サービスのシェア(注2))	一定の要件を満たした事業者(注3)	フランステレコム(約82%)	テレコムイタリア(約99%)	KT(約93%)
ユニバーサルサービスの範囲	・音声通話の利用(注4)	・加入電話 ・公衆電話 ・緊急通報 ・番号案内	・加入電話 ・公衆電話 ・緊急通報 ・番号案内	・加入電話 ・公衆電話 ・緊急通報 ・障害者・低所得者層等向けサービス
補てん額(注5)	約3,807億円(注4) (2004年度)	約45億円 (2004年度)	約44億円 (2001年度)	約65億円 (2004年度)
基金への拠出事業者	州際電気通信サービス提供事業者(注6)	電気通信事業者(注7)	電気通信事業者(収益が全事業者合計の1%に満たない事業者は免除) (注7)	電気通信事業者(収益が30億円を下回る事業者は免除)
基金への拠出方法	電気通信事業収益比(州際収益のみ)(注8)	電気通信事業収益比	電気通信事業収益比	電気通信事業収益比

注1: EU指令において、事業者によるユニバーサルサービス提供が不公平な負担となっている場合においては、コスト分担のための仕組み(基金制度等)を導入することとされている。なお、同指令において、その範囲は加入電話、公衆電話、緊急通報、番号案内とされている(ブロードバンドサービスは対象外)。

注2: フランスは2005年6月末現在・回線数ベース、イタリアは2002年末現在・回線数ベース、韓国は2005年末現在・市内電話加入者数ベース、日本は2005年3月末現在・回線数ベースのデータ。

注3: 州の公益事業委員会が適格電気通信事業者を指定。同一地域で複数の事業者が補填を受けることも可能。

注4: 高コスト地域サポートの他、低所得者サポート(約832億円)、学校・図書館サポート(約1,810億円)、ルーラル医療機関サポート(約42億円)がある。このうち、学校・図書館サポートは、ルーラル地域のインターネット接続や教室間LANのための電気通信サービス料金を減額するもので、ルーラル医療機関サポートは、ルーラル地域の医療機関に対して1.544Mbpsまでの帯域を同一州の近隣都市と同等の料金で提供可能とするためサポートするものである。

注5: 為替レートは補填対象年度の毎月末時点のレートの平均(数字は日本銀行公表資料による)。

注6: 2006年6月、FCCはVoIP事業者も拠出対象事業者とする決定を行った。

注7: エンドユーザーにサービス提供している事業者に限る。

注8: アメリカではFCCにおいて現行制度の見直しについて検討中。

8 ネット映像配信に対する放送規律の適用(閉域網)

	米 国	英 国	仏 国	独 国	韓 国※1
主な 放送規律	34年通信法 96年通信法	90年放送法 96年放送法 03年通信法	視聴覚コミュニケーション法	各州州法 放送に関する州間協定 (メディアサービスに関する州間協定)	放送法
リニア (ライブ型) 番組提供者が送信の タイミングを決定し、編 集する映像コンテンツ 配信形態	○(適用あり) 《参入》通信法(ケーブル・OVS)。 《番組》通信法。 【例】FiosTV(ベライゾン)、 U-verseTV(AT&T)	○(適用あり) ・公衆の受信に供されるもの 《参入》03年通信法。 《番組》03年通信法、Ofcom番 組基準。 【例】Video Networks, Kingston Communications、	○(適用あり) 《参入》視聴覚法に基づく協約。 《番組》視聴覚法の適用あり。 【例】マリーニュTV(フランステレコム)	△(検討中) ・ドイツテレコムのHDTVを含む新 サービスの取扱いにつき検討 中。→番組がプログラムに 組み込まれ、同時に伝送さ れる場合、放送。 【例】ドイツテレコム(予定)	△(検討中) ・2006年1月から、放送委員会 において、IPTVをはじめとす る融合サービスの規制など の在り方について検討中。 (実施事業者は無し。)
ノンリニア (VOD型) 受信側が特定の番組 の伝送の時間を決定 する形態	○(適用あり) 《参入》通信法(ケーブル・OVS)。 《番組》通信法。 【例】FiosTV(ベライゾン)、 U-verseTV(AT&T)	×(適用なし)※2 《参入》適用なし。 《番組》一般的な違法有害情 報規制の対象。 【例】Video Networks, Kingston Communications	×(適用なし)※2 《参入》視聴覚法、郵便・電子 通信法典の適用なし。 《番組》一般的な違法有害情 報規制の対象。 【例】フランステレコム	×(適用なし)※2 ・メディアサービスに該当。 《参入》メディアサービスの規律。 《番組》一般的な違法有害情 報規制の対象。	△(検討中) ・2006年1月から、放送委員会 において、IPTVをはじめとす る融合サービスの規制など の在り方について検討中。 (実施事業者は無し。)

※1 韓国では、インターネット(オープン網)上の映像配信を行う放送事業者に対しては、放送委員会により、放送法に基づく番組規制が課される。

※2 EU委員会では、VODによる映像配信について、最小限の放送コンテンツ規律を課す指令案を検討中。

9 プラットフォームに対する規律

米 国	E U	英 国	仏 国	独 国	韓 国
<ul style="list-style-type: none"> ・MVPD事業者(実際は、ケーブル事業者)に対し、ナビゲーション装置におけるCAS機能とセキュリティ機能との切り離しを義務付け。 ・デジタル放送の著作権保護のため、ブロードキャスト・フラッグを義務付けていたが、連邦控訴裁で違法判決の裁定を受け、現在議論中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク・サービス提供の調和を図るべく、技術標準推奨リストを公表し、推奨。(枠組指令17条) ・消費者向けデジタルテレビ装置の相互運用性の確保を義務付け。(ユニバーサルサービス指令24条) ・デジタルテレビ・ラジオ放送サービスに対し、API、EPG、CASへのアクセス提供を義務付け。(アクセス指令5条・6条) ・加盟国は、独自に技術標準を採用する場合、情報サービスに関して独自の規律を適用する場合、欧州委員会・その他加盟国に対して事前通知を義務付け。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルテレビのプラットフォーム事業者に対して、CAS、EPG、APIについては、ネットワーク・アクセス及びサービスの相互運用性の提供に関する条件(接続関連条件)を課している(アクセス指令5条・6条、03年通信法45条) ・実態上は、SSSL社(BskyB社の全額出資)にのみ課している。 	<ul style="list-style-type: none"> (地上デジタルテレビ放送のみ課される。) ・サービス配信者として有料放送のプラットフォーム事業者(番組編集者とは異なる)に対して、CASにつき、必要な同意を公平かつ妥当で被差別的な条件での締結を義務付け。(視聴覚コミュニケーション法30-3条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・CAS提供者は、CASを費用効果的に提供しなければならない。(電気通信法50条)また、CASとして用いられるDRMIについても適用される。 ・API提供者は、CASと同様の規制(電気通信法第49条)。 ・EPG提供者は、放送番組の選択システムの利用の公平な理由なく、放送事業者が不公正に妨害されたり異なる取扱いを受けてはならない(放送に関する州間協定53条) ・現時点では、課金・認証システムに関する規定は存在しない。 	

※CAS(限定受信システム)、EPG(電子番組ガイド)、API(アプリケーション・プログラミング・インターフェイス)、課金、認証システム等を想定